

# 國學院大學學術情報リポジトリ

## 國學院大學における建学の精神「神道精神」の基礎的考察

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 藤田, 大誠 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://doi.org/10.57529/0002000671">https://doi.org/10.57529/0002000671</a>

## 國學院大學における建学の精神「神道精神」の基礎的考察

藤田大誠

### 一 はじめに―建学の精神「神道精神」の現状と問題点―

國學院大學における建学の精神は、一言で表現すれば「神道精神」である。それは現在、「國學院大學学則」第一条に「本学は神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論並びに応用を攻究教授し、有用な人材を育成することを目的とする」と記され、また、「学校法人國學院大學寄附行為」第三条第一項にも「古典を講じ神道を究め汎く人文に関する諸学の理論及び応用を研究教授し、以て有用な人材を育成し文化の進展に寄与する」とあることからして、疑問の余地は全く無い。また、創立百二十周年を迎へた平成十四年（二〇〇二）には、建学の精神である「神道精神」の現代的解釈を行ひ、そこに「日本人の主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」を見出している<sup>1)</sup>。

さらに学校法人國學院大學では、平成十四年の創立百二十周年を契機に、その理念・目的を具現化するものとして、平成十四年度から五年ごとに中期計画となる「國學院大學21世紀研究教育計画」を策定し、同二十九年には第四次計画を公表してゐるが、その基盤となる「研究教育開発推進に関する指針」（平成二十年四月一日制定）の「研究教育

開発推進に関する宣言」においては、次の如く「神道精神」を位置付けてゐる。<sup>(2)</sup>

國學院大學は、建学の精神である「神道精神」に基づく研究教育を更に創造的に發展させ、主体性・独自性を保持しつつ、国際社会での協調・共生体制を構築し、学術研究及び教育を通して日本社会の發展と世界の平和に貢献する。

このやうに國學院大學では現在もなほ、建学の精神としての「神道精神」を研究・教育の基盤として明確に位置付けた上で、この精神に基づく「伝統と創造」「個性と共生」「地域性と国際性」を「3つの慮い」と表現し、異なる二つの概念の調和を目指すことを大学の使命として明示した上で、学校法人の目標として「國學院ブランドの確立と強化」を掲げ、大学の将来像としては「人文・社会科学系の「標」となる」、その教育目標としては「主体性を持ち、自立した「大人」の育成」といふ「5年ストーリー」を描き、これに即した具体的な八つの戦略を描いてゐる。<sup>(3)</sup>

また、國學院大學の中で最も新しい学部・学科である平成二十一年の人間開発学部、同二十五年の人間開発学部子ども支援学科の「設置の趣旨等を記載した書類」においても、それぞれ本学の「建学の精神である「神道精神」(主体性を保持した寛容性と謙虚さ)」に基づくことが明記されてゐる如く、建学の精神である「神道精神」は、本学全体を貫く学部・学科等の前提として明確に位置付けられ、理念・目的として適切に設定されてゐることが確認出来る。<sup>(4)</sup>

伝統ある私学としての國學院大學は、明治十五年(一八八二)における神道(神社祭祀)及び国学に関する研究・教育機関「皇典講究所」(明治三十一年(一八九八)に財団法人となる)創立を出発点としてゐる。<sup>(5)</sup> 皇典講究所開齋式(同年十一月四日)における皇典講究所初代総裁・有栖川宮職仁親王の「告諭」によつて「凡ソ学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ百世易フベカラザル典則ナリ」と示されたことが、國學院大學における「建学の精神」の基礎となつてゐるのである。同二十三年

(一八九〇)に皇典講究所を経営母体として、「生徒養成」を拡張した「国学」の高等教育機関である「國學院」を設立し、これが同三十七年(一九〇四)に専門学校令による旧制専門学校となり、同三十九年(一九〇六)に「私立國學院大學」と改称、そして大正八年(一九一九)には「國學院大學」と改称、同九年(一九二〇)には大学令による私立大学に昇格した。昭和二十一年(一九四六)、皇典講究所解散に伴ひ財団法人國學院大學(昭和二十六年(一九五二)に学校法人となる)が経営する新制大学となり、平成二十九年(二〇一七)には創立百三十五年を迎へてゐる。

但し、伝統ある國學院大學における校史やそれに伴ふ建学の精神の成立・展開は、その校史が、激動の近現代日本において紆余曲折の展開を示してきた神社神道と国学の歩みとともに歩んできたことから、相当複雑な経緯を辿つて来てゐる。それ故、学外者にとつては若干理解が難しく、そのニュアンスが掴み切れない場合もあるやうである。

例へば、「國學院大學は、明治十五年に創設された皇典講究所を前身とし、明治二十三年に設立された。その建学の精神は、大学名に掲げる「國學」、つまりいま風に言えば日本学——日本とは何かを教育研究する、に尽きるだろう。学問イコール西洋の進んだ知識の摂取だった当時の状況下では、これはかなり異質だった。いやいまでも、日本人としての自らのアイデンティティを確立することを建学の精神に掲げているような大学は、大学多しといえども珍しいといえるだろう」と見られることがある。<sup>6)</sup> 國學院大學は、その校名のみならず、そもそも出発点である皇典講究所が明確に国学的研究・教育機関として創立されたのだから、強ち誤謬とまではいふことは出来ない。しかし、「経営母体」である皇典講究所(明治三十一年に財団法人化)は昭和二十一年まで存続して國學院大學の経営以外の事業(学階試験の施行、典故文献の調査、講演及び講習会の開催、図書・雑誌の出版頒布、神職養成事業<sup>7)</sup>)も行つてゐたのであるから、「前身」といふだけでは誤りである(中等教育レベルであつた皇典講究所の教育部門を拡張・発展したといふ意味では一応前身とも捉へられるが、明治二十三年設立の國學院、それ以降の國學院大學は明確に高等教育機関であ

つたから、全く同列に扱ふことは出来ない)。また、それ以上に決定的に欠落してゐる点は、國學院大學の建学の精神に触れるに当たり、学則にまで規定されてゐる「神道精神」或いは「神道」に全く言及されてゐないことである。

近年では、國學院大學に対する外部評価(平成二十七年年度の大学基準協会における認証評価)において、「本ヲ立ツル」を核とした「告諭」を基底とする建学の精神に基づいて、教育研究活動を展開している」と記されるとともに、「日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さ」をその本質とする神道精神を人材育成の基本方針とし、建学の精神を生かした個性ある教育課程の編成などを推進してきた」と述べられてゐる。<sup>(8)</sup> これも全くの誤りでは無く、概ね首肯出来る内容ではあるものの、國學院大學の建学の精神に触れる場合に「本ヲ立ツル」を核とした「告諭」を基底とする」と捉へるだけでは説明不十分であり、また、歴史的には建学の精神の内容として決して別のものとして分かつことの出来ない創立時の「告諭」から「神道精神」へと繋がる文脈を別立てして分解するかのやうな非歴史的理解の表現にも見えることは、聊か誤解によるものと思はれ、結果としてやや支離滅裂な表現になつてしまつてゐる。このことは、國學院大學側の人間が学外者に理解を求める場合、相手が理解し易いやうに簡潔な表現に留めてしまふ中で、説明の仕方に若干の不備があつたり、結果的に言説の揺れがあつたことに原因が求められよう。

それ故、今後は「告諭」を基底とした「神道精神」といふ明確な建学の精神の歴史的展開に対する理解を基盤とした上で、この源流となる建学の精神から順序立てて一つひとつ、研究・教育上の目的や人材育成の基本方針について丁寧に説明してゆく必要がある。そこで本稿では、平成二十九年に設立十周年を迎へた研究開発推進機構校史・学術資産研究センターにおける研究蓄積や、その出発点において同センターと並走的に校史・学術資産研究の基盤を築いた文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業(オープン・リサーチ・センター整備事業)「モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践」(平成十九年度～平成二十三年度)の「國學院の学術資産に見るモノと心」研究プロジェクトにおける

研究成果を踏まへつつ（筆者も研究メンバーとして深く関与した）、筆者が長年取り組んできた近代神道史・国学研究と國學院大學の校史研究との接点に当たる重要課題と捉へ、國學院大學の建学の精神である「神道精神」の沿革について今一度校史の観点から整理し直し、基礎的考察を行ふことで、少しでもその正確な理解に寄与したいと考へる。

## 二 建学の精神「神道精神」の現在の位置付け

平成二十八年（二〇一六）、國學院大學の「建学の精神と学術研究・人材育成の展開」について針本正行國學院大學副学長は、「國學院大學は「皇典講究所」を母体として設立された大学である。（…中略…）初代総裁・有栖川宮職仁親王は、同所の開齋式で、教職員・生徒に対して、「學問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ」とし、日本文化究明の重要性を説いた。この告諭が國學院大學の建学の精神の根底をなし、現在にまで継承されている」と述べるとともに、「本学の人材育成は、建学の精神を踏まえて、日本を理解し発信できること、および自身を他者と相対化して認識できることを重視している」として、「神道科目」は、國學院大學の歴史や建学の精神、日本固有の文化の根底にある神道を理解することを目的とし、同内容の科目を全学生が必修科目として履修している」と記してゐる。<sup>10)</sup>

筆者自身も長年担当してゐるが、全学生（専門基礎科目に「神道概説」が設けられてゐる神道文化学部以外）の必修授業である神道科目としての「神道と文化」の平成二十九年度共通シラバスでは、授業のテーマ「建学の精神と神道文化」のもと、「神道は本学の建学の精神であり、多様性や寛容性を有する日本文化を理解する上で看過できない。この講義では、神道と深い関係を持つ本学の校史を学ぶことからはじめ、神道の古典、歴史および祭祀・有職故実についての基礎知識を学ぶ。神道を知ることには、自己認識を深めることにとどまらず、国際交流・理解の基準作りにもなる」（授業の内容）といふ趣旨から、「國學院大學の歴史」を講ずることになつてゐる。<sup>11)</sup>

同授業で使用されてきたサブテキストは、「建学の精神である「神道精神」に基づく研究」の象徴ともいふべき機関であり、平成二十九年には十周年を迎へた國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センターが編集してゐる『國學院大學の130年』であるが、この小冊子の「はじめに」には、「本学はこれまで、この建学の精神である「神道精神」（日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さ）に基づき、その学問の基礎を日本の伝統文化を探究する「国学」に求めて、多種多様な諸学問による研究・教育を行い、様々な分野に多くの有為な人材を送り出してきました」と記されてゐることから、國學院大學では、建学の精神としての「神道精神」について、原則として初年次の段階で全学生に必ず教授してゐることになる（平成二十九年年度からは、一年生のクラス指定を行つてゐる）<sup>12)</sup>。

さて、かかる建学の精神「神道精神」は、「國學院大學の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的」の中でどう位置付けられてゐるのか。國學院大學の『自己点検・評価報告書 平成19年度版』には、次のやうに記されてゐる。<sup>13)</sup>

（…前略…） 皇典講究所の理念・目的を受け継ぎ設立された本学の精神的拠り所は、「学則」にいう「神道精神」である。「神道精神」を端的に言い表すならば、それは「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」ということにならう。神々や自然、そして祖先と子孫との通時的かつ共時的関係を考慮しつつ、今生きて在る者が自己の主体的責任と判断において、よりよき現在および将来の社会・国家を形成しようと努力してきたのが日本の歴史である。独自の神格を保持しながらも、相互対立や各種の困難を克服しつつ調和しようとする古典に示された神々の存在、そして全国各地に鎮座する多様な由緒・歴史を有する神社、仏教の仏・菩薩との共存・融合を認める宗教的な心性、異文化や外国の文物を積極的に摂取し、受容しようとする進取の気風。これらはみな「寛容性と謙虚さ」を基盤とする基層信仰に基づくものである。かかる基層信仰およびそれを母胎とする様々な宗教・文化や思想などを「神道精神」の表出として学問的に考察しようとしたのが「国学」であり、そして柳田國男・折口信夫らが

提唱した「新国学」であった。／本学が「國學院大學」と高らかに「国学」の語を冠するのは、まさしくこの「神道精神」に由来するものである。(…中略…) 皇典講究所創立以来125年の長きにわたって、「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」を基盤とした人格陶冶の目的遂行に鋭意努力し、数多の有為な人材を世に送り出している。本学が生み出した人材が、日本のみならず国際社会の各所で中核としてその任を果たし、貢献していることは広く認められていることである。／神道精神に基づく人格の陶冶は、大学全体のもつ学問的土壌とそこから醸し出される雰囲気とも関わっている。他大学とは趣を異にする本学のアイデンティティは、建学の精神たる神道精神と深く関わっており、急激に変化する日本の社会・世界事情の中で、揺るぎない徳性を涵養し、人格を陶冶すべく、人材育成に大いに貢献しているのである。〔／は改行を示す。以下の引用も同様〕

國學院大學の建学の精神である「神道精神」の要点はここに示されてゐる。赤井益久國學院大學学長も「もともと、神道というのは宗教という枠組みの中ではなかなか収まりきれない部分を持っていました。ですから、日本文化の土壌にあった習俗ですとか、日本人としてのモノの考え方や感じ方を神道という形でまとめていったわけです」と語つてゐるやうに、ここでいふ「神道」とはセクト的・一宗教のことでは無い。要するに創立時の「告諭」の内容を基底とする建学の精神の「神道精神」は、本学の理念・目的そのものであり、研究・教育上の目的でもある。そして「神道精神」の表出に対する独自の学問（研究・教育）方法であり、大学名にも冠された「国学」は、人材育成の基本方針ともなつてきたのである。このやうに、國學院大學の理念・目的は、創立時以来の建学の精神から積み重ねられてきた校史が強く意識されつつ、重層的に形成されてきたものである。本学全体を通し、その各組織の成り立ちをも踏まへて明文化されてをり、その根柢（学則や「研究教育開発推進に関する指針」など）も明確である。

なほ、平成十二年十二月十九日の國學院大學全学教授会で審議され、承認された「神道文化学部」設置に関する件



において提示された資料「新学部設置の趣旨と構想の概要」の「(1)「新学部設置の趣旨の展開」について」<sup>15)</sup>は、國學院大學における建学の精神の展開が適切に纏めてある重要文書のため、少し長いがここに引用して置く。

國學院大學の建学の精神を規程上の公式の文言として表すならば、「学則」第一条に謳われている「神道精神」ということになろう。「学則」にいう「神道精神」とは、決して偏狭な「宗教の一セクトとしての神道の精神」を意味するものではなく、換言すれば、歴史を通じて、この日本列島内外における異なった文化としての生活様式や思想・信条・信仰等の主体的摂取・受容とその独自の形成・発展を可能にしてきた宗教的文化的寛容性と謙虚さの精神ということになろう。その寛容性・謙虚さの精神とは、単に受動的無批判的な異文化の受容や摂取ではなく、個人・家庭・地域共同体・社会・国家における、それぞれの文化的宗教的価値観にもとづいた主体的なものである。このことは日本文化の多様性からも窺えるのであり、その自主独立と寛容性の精神を、校歌は「外つ国々の長きを採りて 我が短きを補ふ世にも いかで忘れむ本つ教は いや、みがかむもとつ心は」と謳っているのである。この建学の精神は、明治十五年（一八八二）十一月四日の皇典講究所開校式において、初代総裁の有栖川宮職仁親王が述べられた「凡ソ学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎ヲ鞏クシ徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ百世易フベカラザル典則ナリ」という「告諭」に由来していることはいうまでもない。この告諭が國學院大學建学の精神的基底をなしているのであり、「本ヲ立」て、「徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽ス」とは、この日本に住む人々が、その自律的価値観の由来と所在をまず究めることの重要性を指しているのである。この告諭に含意されている精神や理念・目的は創立以来一貫しており、「本大学は古典を講究し神道を闡明して日本文化の真髄を顕揚し、以て世界の文化と人類の福祉に寄与する有用の人物を育成するを以て目的とする」との昭和二十三年四月一日（引用者註・二月二十八日）付けの「法文学部設置認可申請書」や

現行の「法人寄附行為」、「学則」に照らしてみても明らかであろう。國學院大學は、かかる意味での神道精神を重んじる大学として、その独自の伝統と学風を今日に伝えてきたのである。／かかる建学の精神に立脚した國學院大學の理念および目的は、「学則」第一条に端的に謳われている。すなわち、「神道精神に基づき人格を陶冶し、諸学の理論ならびに（引用者註・並びに）応用を攷究（引用者註・攷究）教授し、有用な人材（引用者註・「を」抜く）育成すること」が本学の理念であり、目的である。論ずるまでもなく、この本学の理念・目的は前記「告諭」に基づくのであって、①学問の研究・教授（引用者註・「を」抜く）するには、まず自国の文化・歴史を知り、日本及び日本人とは何かを自ら問う姿勢が必要不可欠であり、②こうした学問的営みを通して、国家・社会のよりよき形成に寄与しうる自律した人格を育成する、これが皇典講究所を設立する所以であるという「告諭」の趣旨は、今日においても十分普遍的に通用する学問・教育の理念であり、目的といえよう。／國學院大學は、この「告諭」に示された精神、理念・目的を基本的に継承しつつ、学問の研究・教授を通じて自律的個人の確立による国家・社会に寄与・貢献すべき人材の育成を図って現在に至っている。その精神的拠り所が「学則」にいう「神道精神」、再度還元（引用者註・換言）すれば「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」である。創立以来百数十年にわたって、国史・国文・国法を中心とする学問の研究分野のみならず、教育界・神社会・経済界をはじめ各界に多数の有為な人材を輩出してきた本学の実績の根底には「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」が脈々と流れており、本学はその建学の精神に立脚して人格を陶冶し、有用な人材を育成することを理念・目的とし、社会の公器としての大学の使命を達成するため邁進して今日に至っているのである。

これは当時、建学の精神に対する徹底的な検討の上で作成され、國學院大學における建学の精神の展開、即ち創立時の「告諭」における内容から現在の「学則」にある「神道精神」に至るまでの経緯を見事に描き、さらには「神道

精神」に対する新たな現代的解釈としての「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」をも打ち出してゐるといふ点で、現在の國學院大學の建学の精神の由来を確認する重要な歴史的文書でもあり、先述した『自己点検・評価報告書 平成19年度版』における建学の精神に関する記述の大前提となるものである。それ故、今日において、この資料を再確認するだけでも十分であるやうな気もするが、本稿ではあへてこの内容に若干の注釈を加へてみることにする。

### 三 建学の精神の基礎としての皇典講究所の創立過程と「告諭」

國學院大學建学の出发点であり、戦前においては一貫して経営母体であつた皇典講究所は、明治十年代前半における神道界の混乱（祭神論争）の反省から、明治十五年（一八八二）に神道事務局（神官教導職の布教・教義研究機関）の生徒寮を廃し、宗教的な「教義」（教派神道）とは明確に区分された、即ち宗教的では無い（非宗教の）神社神道における祭祀の実践をも含む「学事」（国学）を担ふ国学的研究・教育機関として、有栖川宮職仁親王を初代総裁に奉戴し東京市麹町区飯田町に創立された。<sup>16</sup> 宮内省より下賜された御手許金や神社などからの寄附金を経済的基盤とする皇典講究所は、明治三十一年（一八九八）に財団法人化し、大正十二年（一九二三）には同所が経営する國學院大學とともに渋谷に移転する。しかし、昭和二十一年（一九四六）、皇典講究所は神社本庁に合流したため、國學院大學は独立し、「財団法人國學院大學」が経営するところとなつた（昭和二十六年に「学校法人國學院大學」に組織変更）。本来、皇典講究所・國學院大學の校史は、その背景としての明治維新以降の神社行政や教育行政における国学に関する実に複雑な展開過程、即ち近代神道史・国学史に関する知識が無ければ、適切に理解することは不可能である。しかしながら、本稿でそれを詳述する余裕は無く、また煩瑣に互るため、その大部分は割愛せざるを得ない。<sup>17</sup>

明治五年（一八七二）八月八日、太政官布告第二百二十号で僧侶らと同様に全ての神官は無給の「教導職」を兼ね

ることとなる。これにより、宗教行政全般を管掌した教部省の行政下において国学者や神官たちは「教導職」に任せられ、東京における中央の「大教院」をはじめ、各府県に一つの「中教院」、さらには全国の各神社（や寺院など）に置かれた「小教院」などにおいて、「三条教則」（「敬神愛国」「天理人道」「皇上奉戴・朝旨遵守」）に基づく一種の社会教育ともいへる国民教化（国民教導）としての「大教」（神道）宣布運動が神仏合同で展開された。<sup>18)</sup>

神官教導職たちは、同六年一月三十日の教部省達第五号によつて、一般に「神道」と称すべきとされる。事実上「神道」は複雑多様な勢力を内包しながらも、必然的に仏教「各宗」と対比される中で、行政によつて（或いは神道家たちの意向によつて）、次第に一つの社会集団として組織化（二種の「宗門化」「教団化」）されてゆく。<sup>19)</sup>

明治維新以降、英語の「religion」の翻訳語として「宗教」が定着してゆく。<sup>20)</sup>それは当初、仏教者（特に浄土真宗）やキリスト者らがあくまでも先進的と考へる自己の信仰（教団）の在り方を物差しとして他者の信仰の程度を測ることで優劣を比較し、「宗教」の資格を問ふ姿勢に基づいてゐた。また、この認識は、明治初年における政府要路や仏教者（真宗僧）たちの洋行で得られた外国事情の知識を踏まへ、「信教自由」と「政教分離」といふ近代的課題が重視されることと同時に形成されて行つた。かかる「宗教」概念を前提として、特に木戸孝允などの政府要人（特に長州閥）に近い西本願寺の島地黙雷ら真宗勢力は、神道色の強い薩摩閥が拠点とする教部省や大教院の政策について、これは新たに「神道宗」（「宗教」としての神道）を興して「外教」（キリスト教）を防がうとするものと見做し、その普及を図ることは「政教混淆」であつて到底容認出来ないと批判を加へ、次第に「神道治教（非宗教）論」を提唱するやうになる。それは、「神道」を、いはば「皇室における祖先祭祀」の意味に限定することによつて、「三条教則」における「敬神」は、造化三神や各種自然神などの「宗教」的な神々に対するものでは無く、皇室の「祖先」たる天照大御神及び歴代皇霊に対する「敬崇」を意味するものとして捉へ、あくまでも「宗教」（神道宗門）とは区別された、

即ち非宗教の「治教」（明治三年一月の「大教宣布詔」中の言葉）と見做すものであつた。それ故、彼らは、「国家の宗祀」たる神社の神官、特に官国幣社神官が、仏教者とともに大教宣布（国民教化）運動を行ふことによつて神葬祭をはじめとする「宗教」的活動に従事してゐることは、「政教分離」の観点から見て不適切であると批判し、大教院解体を見据へつつ、真宗教団の大教院からの分離運動（神仏合同布教からの離脱）へと舵を切つたのであつた。

大教院における神仏合同の「大教宣布運動」の破綻を見越した神官教導職は同八年三月以降、有楽町に大教院に替はる独自の教導機関としての「神道事務局」を創立した。あくまでも伊勢の神宮を中心として「神道ヲ専ラニスヘキ」教導態勢を整へようとしたのである。「四柱大神」（造化三神及び天照大御神）を神道事務局に遷座して「神道大教院」を置き、また各府県下に「神道事務分支局」を設け、分局内に中教院、支局内に小教院を置いた。そして、同十年一月十一日には教部省が廃され、その事務は内務省社寺局の管轄となる。しかし、明治十一年頃より神道事務局神殿の祭神を巡る「祭神論争」（大教院神殿以来の造化三神及び天照大御神の奉祀に加へ「幽冥主宰神」たる大国主神を合祀すべきか否かといふ神学論争）が発生し、明治十四年二月二十三日の勅裁でようやく決着する。この結果、田中頼庸ら「伊勢派」が重視する「造化三神」と幽冥神を強く押し出す千家尊福ら「出雲派」の重視する「大国主神」といふ「宗教的」な祭神がともに採用されず、皇祖神を軸とする宮中三殿（賢所・歴代皇霊・天神地祇）遙拝に決した。

明治政府は、かかる宗教的教義が前面化した神道界の「神学論争」が齎した混乱に対する反省を踏まへ、また、真宗教団が求める「神道非宗教論」を「神社非宗教論」として採用することを決断し、明治十五年の神官教導職分離（祭教分離）、同十七年の神仏教導職全廃と徐々に国家機関から「宗教」面を除去してゆく方向（政教分離）へと政策を展開する<sup>(2)</sup>。遂には、内務省社寺局は「神社非宗教論」に基づいた単なる「社寺（宗教）行政」担当機関となる。要するに明治政府は、長州閥を背景とする真宗教団が強く提唱した「神道非宗教論」を受容する中で、「神社」（神社神道

即ち「祭祀」としての神道)を「教義」(宗教)に關はることのない「非宗教」と位置付け、他の宗教的神道(教派神道)や仏教教団と区別する「神社非宗教論」を軸にした神社・宗教行政の方針を打ち出してゆくのである。また、一方で神道人・国学者の側も、政府による根本テーゼとしての神社は「国家ノ宗祀」(明治四年五月十四日の太政官布告)を当然前提としつつ、「非宗教」と見做された自己の信仰(神社神道)が、仏教側の論理を反転させて、逆に積極的な意義を持つものとして他の「宗教」とは弁別されたと捉へた(神道の宗教超越論)。このやうに、いはば政府・仏教界・神社界三者の「同床異夢」によつて成り立つ「神社非宗教論」は、明治十年代半ばに確立したのである。

なほ、大正十一年(一九二二)、國學院大學教授の三矢重松(國學院一期生)は、皇典講究所・國學院草創期における縁の下の力持ちとしてその基盤を築いた国学者・松野勇雄の伝記を記す中で、「当時の神道界は大体に於いて国史的に国体的に敬祖的に功業追崇的に組織せられ来りて、個人的に靈魂幽冥を論ずるは学説に捉へられたる一部の学者及教導職に過ぎざるなり」と、明治十五年頃にはすでに、神道界の大勢が「敬祖」「功業追崇」といふ道徳的神觀を持ち「非宗教」傾向であつたことについて述べるとともに、さらに明治十五年一月の神官教導職分離に触れ、「維新以来渾然たる中に種々変遷を重ね来りし神道は、国体を講明し典故文献を攻究する国体神道と、国家の礼典として祭祀を主とする神社神道と、派を立て教義を説く宗教神道と此の三方面に於いて漸次その色彩を明にするに至れるが、仔細にその経路を繙ねば皇典講究所の創立せられたる所以も自ら明なるべく、先生の卓識亦これに由りて想見せらるべきなり」と指摘してゐる。<sup>22)</sup>要するにこの三矢の見解は、「祭神論争」の結果としての「祭教学分離」(即ち「祭祀」(神社神道)と「宗教」(宗教神道、即ち教派神道)と「学事」(国体神道、即ち皇典講究所)の分化過程を指し示すものであつた。このうち、同年創立の皇典講究所は、勿論「学事」に当たる「国体神道」の方向性であるが、実際には「非宗教」の「祭祀」に当たる「神社神道」の基盤となる学問や実践も含まれてゐたのであるから、実質的には「教学分

「離」(宗敎神道と神社神道を核とする学問〔国学〕の分離)といふ區別が濃厚な措置であつた。

なほ、神道事務局では、「壯年篤志ノ生徒、終身布教ニ従事スヘキ者」を教育・養成するため、明治九年八月二十一日に教育機関「生徒寮」を設けてゐた。神道事務局生徒寮は、皇典講究所の前身となる神官教導職(神道教導職)の養成機関であるが、同年十月における「神道事務局教約」の「本局教約」科目では、教書・歴史・語学・法律・祭祀・歌文が設けられた(「神道事務局教約」ではこれに素読が加はる)。しかし生徒寮は同十三年十一月四日、財政上の都合を理由に一旦閉鎖され、同年十二月十三日以降に再開した。また、明治十三・十四年頃にはこれに関連して、度々「大敎官専門学校」や「太敎校」、「農務科」、「國學館」などの設置構想が提出されたが、結局実現しなかつた。

明治十四年七月九日、松方正義内務卿は太政大臣三條實美に対し、「皇典講究所設立のための御手許金下賜」の請願書を提出した。<sup>23)</sup>本請願では、「政敎分離」(国家と宗敎の分離)を実現するための前提として、「宗敎からの学事の分離」が念頭に置かれてゐる。要するに、「祭神論争」勅裁後における神道事務局においては、今後「教義」から「学事」「祭儀」を分離すること無しには「政敎混淆」は払拭出来ないといふ見通しのもと、ここでは特に「司祭上ノ義」(祭敎分離)に先立つて、まづ「修学ノ儀」(教学分離)の方策が具体的に指し示されてゐる。とりわけ、従来の神道事務局生徒寮における諸祭典・旧儀古式に關はる「皇典講究」や「祭葬諸儀式練習」の重要性が述べられるとともに、さらに「皇典講究所」設立のために特旨を以て若干の御手許金の下付を賜ひ、その事業を同所に委ねて従前の組織を拡充すれば、「旧典古儀修習ノ者」の成績も格段に向上するとの構想が明記されたのである。

「教学分離」施策としての皇典講究所の設立は着々と進められた。同十五年二月、有栖川宮幟仁親王を初代総裁に戴くとともに、校地を「東京市麹町区飯田町五丁目八番地」(現在のJR飯田橋駅そば)に定め、「創建係」となつた国学者の松野勇雄を中心に皇典講究所の組織や規則などが整備された。皇典講究所は同年六月三十日に生徒を募集し

たが、その「規則撮要」には、「一、本費ハ皇学ヲ専修スル所ニシテ、其教旨ハ国体ヲ講明シ、道德ヲ涵養スルニ在リ」、  
 「一、教科ハ文学・作業ノ二部ニ大別シ、文学部ヲ修身・歴史・法令・文章ノ四科トシ、作業部ヲ礼式・音楽・体操  
 ノ三科トス」、  
 「一、修業年限ハ予科二年、本科三年、合セテ五年トス」、  
 「一、生徒年齢ハ十五年以上二十五年以下」  
 などとあつた。特筆すべきは、元々この生徒募集要項草案<sup>(24)</sup>の第二條には「本所ノ生徒ハ卒業ノ後、必神官ニ奉事スベ  
 キモノトス、但時宜ニ因リテ神官奉事年限満期ノ後ニ教導職ニ補セラレ、或ハ他ノ行政官吏ニ任セラレ、ハ妨ナシ」  
 と卒業後の「神官奉事」の条件が付けられてゐたが、実際の募集時にはこの条件は外され、特段「神官養成」に限定  
 した性格の機関とはしなかつたことである。つまりこれは、皇典講究所がその当初から「神社神道」の教育機関と  
 して構想されたといふ証拠である一方、「神官養成」に留まらず、広く「国学的教育機関」として設定されたことの  
 表れでもあつた。皇典講究所は、その教育部として、小学校卒業以上の学力を有する満十五〜二十五歳を対象とする  
 修業年限五年（予科二年、本科三年）の中等教育レベルの「生徒教養」（学校教育）を行つてゐたのであり、「皇学」  
 （当時はこの表現であるが、明治二十年代頃からその名称が定着する「国学」と同義）を専修し、その具体的な目的は  
 「国体講明」と「道德涵養」であつたのである。そして同年八月二十一日、神道副總裁の岩下方平が山田顕義内務卿に  
 「神官教導職分離相成候ニ付、当局従前之生徒寮ヲ止メ、専ラ国典ヲ研究スル為メ、皇典講究所ヲ設置致シ、自今当  
 局ト分画独立、御省ノ所轄ト相成度、尤總裁ノ儀ハ当局ヨリ兼務ニ相成候様仕度、此段相願候也」といふ「皇典講究  
 所設置願」を提出してこれが二十三日に聞き届けられ、ここに至り、神道事務局とは明確に分離された国学的研究・  
 教育機関としての「皇典講究所」が正式に設立されたのである。

同年九月には、宍野半・井上頼圀・久保季茲・松野勇雄・宮崎富成・古川豊彭・石垣甚内が連名で皇典講究所設立  
 に際しての「告文<sup>(25)</sup>」を發したが、まづ「文明ノ化ハ術藝ニ立チ道德ニ成ル術藝ハ新ナルヲ尚ヒ道德ハ変ラサルヲ要ス



新ナル者ハ進ミ易ク変ラサル者ハ競ヒ難シ是ヲ以テ術藝日ニ講明セサルナキモ道德年ニ湮晦ヲ加フルハ宇内ノ通弊ナリ中ニ就テ我皇國ノ国体ハ道德ヲ離レテハ一日モ立ツヘカラサルヲ以テ苟モ我国人タル者尤モ此ニ猛省セサルヘカラス」と「文明」の両輪である「術藝」と「道德」のうち、前者は新規に進んでゐるが、自国の「国体」と密接な後者は停滞してゐると猛省した上で、「苟モ国ノ盛昌ヲ期シ道ノ興隆ヲ望マハ先ツ人材ヲ養成スルニ若クハナシ嗚呼今日ニ於テ育材ノ業其亦已ムヘカラサルカ／是ヲ以テ本年新ニ皇典講究所設立ノ拳アリ全国精英ノ少年ヲ募集シ専ラ国典ヲ講明シ礼楽ヲ脩習セシメ其心志ヲ鞏固ニシ其徳性ヲ涵養セシメ兼ヌルニ漢洋ノ学武技体操ノ術ヲ以テシ其才識ヲ博メ其元氣ヲ養ヒ以テ国家有用ノ人物ヲ陶冶シ国体ヲ万世無疆ニ保維シ皇道ヲ四裔ノ外ニ発揚スル大基礎ヲ立テントス」と記されてゐる。「国体」と「道德」を密接に結び付ける発想に立つ皇典講究所は、専ら「国典講明」、「礼楽脩習」、「心志鞏固」、「徳性涵養」を主としつつも、自国の学問だけで無く、漢学や洋学、さらには「武技体操ノ術」と言つた身体文化をも含めた総合的な伝統文化教育をも学ぶ「国家有用」な人材を育成するための場であり、我が「国体」を永久に保ち、「皇道」を海外にまで「発揚」する「大基礎」を立てることを目的としてゐる。また、同年十一月四日に行はれた皇典講究所開齋式では、皇典講究所総裁の有栖川宮熈仁親王より次の「告諭」を賜つた。

告諭

皇典講究所仮建設成ル茲ニ良辰ヲ撰ヒ本日開齋ノ式ヲ行フ熈仁総裁ノ任ヲ負ヒ親シク式場ニ臨ミ職員生徒ニ告ク凡学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎を鞏クシ徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ百世易フヘカラサル典則ナリ而シテ世或ハ此ニ暗シ是レ本齋ノ設立ヲ要スル所以ナリ今ヨリ後職員生徒此ノ意ヲ体シ夙夜懈ルコト無ク本齋ノ隆昌ヲ永遠ニ期セヨ

明治十五年十一月四日

## 皇典講究所総裁一品職仁親王

「告諭」は、その中盤にある主文の「凡学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ故ニ国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎を鞏クシ徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ百世易フヘカサル典則ナリ」の部分が必要である。以後の皇典講究所・國學院大學における「建学の精神」の基礎となるものであるが、同時にこれらは全国各地に設けられた皇典講究分所における「建学の精神」の基礎、原点ともなる文書であるともいへよう。「明治神道史」研究の先鞭をつけた阪本健一は、「講究所は国体の講明と道義の発揚をその建学の精神としたが、又一方式部寮に行はるところの祭儀礼式を習熟することを目的としたが故に、設立後府県社以下神官の選挙資格が附与されたことは当然である」とその団体の性格を端的に述べるとともに、皇典講究所創立関係者として、総裁・有栖川宮職仁親王、副総裁・久我建通、内務卿（後に皇典講究所長）・山田顕義、神道副総裁・岩下方平に触れた後、岩倉具視の名を挙げて、宮内省よりの御下賜金や久我の副総裁担任など政府側として絶大の援助を与へ、首唱者であつた内務省社寺局長・櫻井能監や書記官・多田好問が彼の配下であつたことに注意を促し、また、事務担当者や教員陣は、国学者・法制家たちや宮中における礼式・雅楽の伝統的家系に育つた人々であり、「実に講究所は維新勤王の精神を基礎とし、本居・平田等国学の正統と、宮内省伝来の旧儀式を保存する式部寮との合作であつたのである」と指摘してゐる。<sup>(27)</sup>

なほ、有栖川宮職仁親王の「一品宮御隠邸雜記」（開覽式翌日の十一月五日條）中には、次の如き史料がある。<sup>(28)</sup>

## 一 皇典講究所開諭

## 総裁告諭

皇典講究所仮建設成ル、茲ニ良辰ヲ撰ヒ、本日開覽ノ式ヲ行フ、職仁総裁ノ任ヲ負ヒ、式場ニ臨ミ、職員・生徒ニ告ク、夫道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ、故ニ皇典ヲ講明シ、古格・古式ニ徴シテ礼ヲ習ヒ、書ヲ講シ

テ徳性ヲ涵養シ、以テ人生ノ本分ヲ尽スヘシ、是レ本覺ノ設立ヲ要スル所以ナリ、今ヨリ後、職員・生徒、此ノ意ヲ体シ、夙夜懈ルコト無ク、本覺ノ隆昌ヲ永遠二期セヨ

明治十五年十一月

総裁

一品職仁親王

山田統（國學院大學文学部哲学科教授で東洋哲学史などを講じた）は、「告論と宋学」といふ論文で、「告文」も含め、「全体を通観して、「開論」が「告論」に先立つ文であることは明らかであらう」と述べるが、首肯出来る見解であらう。<sup>(29)</sup> 正文を比較すると、「告論」では、「学問」の挿入と「国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎を鞏クシ」への記述変更が、改訂の大きなポイントである。先の論文で山田は、「本学の建学の精神とする、総裁宮有栖川宮職仁親王の「告論」は、（…中略…）当時の教育理想や神職養成の伝統とも深い関係をもっていると思われるが、同時に、宋学、その集大成者の名を代表させていう朱子学とも、深いつながりをもっている」として、儒学の観点から「告論」を読み解かうと試みてゐる。例へば、「凡学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ」の典拠は、『論語』学而篇にある「君子は本を務む。本立ちて道生ず」、さらには朱子の「黄直卿に答うるの書」にある「学を為すの要は、直是れ先ず本を立つるを要す」、程伊川の「人の学ぶ、本末終始を知るより大なるは莫し」、元田永孚『幼学綱要』の「教学の要は、本末を明らかにするに在り」といふ具合に類推してゐる。<sup>(30)</sup> また、「皇典講明」が「国体ヲ講明シテ以テ立国ノ基礎を鞏クシ」に改められた理由として、明治十四年十月十二日の「国会開設の勅諭」にある「顧ミルニ立国ノ体、国各宜キヲ殊ニス」を参考にしたためとするなど、「この「告論」の最要旨については、「勅諭」その他にあらわれた叡慮が深く稽合されているのである。（…中略…）皇典講究所がこの御下賜金を基金として設立されたものである以上、当然の用意であ

るといふべきであろう。そして、この皇典講究所を母胎として設立された本学も、いまもこの「告諭」を「建学の精神」として承継いでいるのである」と結論付けてゐる。該博な知識による興味深い論考ではあるが、明治十五年當時に活躍してゐた人々は当然、近世に青少年期を過ごして基礎学問を修めてゐたのであるから、仮令皇族や国学者であつたとしても、基盤となる素養は言ふまでもなく儒学であり、古典や当該時期の詔勅類などと良く似たレトリックを用ゐることも十分に考へられる。ただ、山田自身が「当初、皇典の講究と神職の人材養成とを主目的として設立された皇典講究所」とも述べてゐるやうに、やはり神道・国学的観点を抜きには考へられない。

日本法制史の大家であつた瀧川政次郎が昭和四十七年十二月に認めた「建学の精神と律令研究」<sup>3)</sup>では、「我が國學院大學の建学の精神として唱道せられるものは、明治十五年十一月四日、皇典講究所の発足に當つて、総裁の宮職仁親王が發せられた告諭と、大正の末年、学長芳賀矢一博士が、告諭の趣旨を体して作詞せられた國學院大學校歌とである。／告諭には「凡ソ学問ノ道ハ本ヲ立ツルヨリ大ナルハ莫シ」とあり、校歌には「いかで忘れむも、とつ、教は、いよよ磨かむも、とつ、心は」とある。この「本ヲ立ツル」という語は、論語、学而篇の「本立ツテ道生ズ」という語から出たかと思ふが、その意味は全く違ふ。論語にいう「本」は、孝悌の心であり、告諭にいう「本」は、国本、すなわち国體の本義である。その事は、それにつづく「故ニ國體ヲ講明シテ以テ立國ノ基礎を鞏クシ、徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽スハ、百世易フベカラザル典則ナリ」という文によつて明らかである。故にこの告諭は、教育勅語の煥（引用者註・渙）發に先立つて、我々の祖先が「億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ爲セル」国體の精華が、教育の淵源であることを道破したものとみるべきで、「祖先の道は見よこ、にあり、子孫の道は見よこ、にあり」と校歌に謳われてゐるのも、この意味である」と明快に述べられてゐる。さらに瀧川は、「告諭に謳われているのは、親王の令旨でもあろうが、実は皇典講究所創立者司法卿山田顕義の意思である」と見做した上で、「彼が常に国史、国文、国法

ということを口にしたのも、基づくところはヨーロッパ近世のナシヨナリズムの思想であつて、江戸時代に興つた国学の思想を承継いだものではない」として、「この山田の採長補短の開明主義は、芳賀学長作詞の校歌によつて表明せられているのであつて、校歌第二節には、「外つ國々の長きを採りて、我が短きを補ふ世」云々とある。故に「國學院大學」の名称に執して我が大学を江戸時代以来の国学の思想を墨守することが、建学の精神であるかのごとく考へるのは大なる誤解であつて、皇典講究所、國學院大學の建学の精神なるものは、もつと自由にして且つ進取な開明思想であると思う」と主張してゐる。國學院大學の建学の精神がアナクロニズムではない「自由」かつ「進取」な思想であるといふことについては同意するが、具体的な歴史的考察により、「近世国学」の伝統を引きつつも近代的展開を見せた総合的日本文化学たる「近代国学」といふ視座を打ち出してゐる筆者から言はせれば、瀧川の「国学」観はやや一面的である。明治時代の「国学」(筆者のいふ「近代国学」)が「国体」理解のための総合的学問であると同時に、近代日本国家や社会、国民に寄与する「実用」的な学問であり、なほかつ近世には無かつた価値観(文明開化)を日本の古制や伝統觀念に即して導入し、自家兼籠中のものとすることの出来る「自由」で「進取」に富む学問であつたことからすれば、その性格はそのまま皇典講究所・國學院大學の「建学の精神」に反映されてゐるのである。<sup>(22)</sup>

以上のことを踏まへ、建学の精神の基底となる「告諭」を現代的に意識して整理すると次のやうにならう。

①学問(国学)を研究・教授するためには、我が国日本の根本(基盤、本義)を確立することが最も重要なことである。②それ故、我が日本の国柄(国の在り方、歴史・文化)を研究することにより、国家を繁栄させるための基礎を固め、③道徳性豊かな人柄の人材を養成し、各々の人生における使命に向けて全力を尽すことが可能となる。これが、日本人として永遠に変へず守つて行かなければならないさだめであるはずなのに、世の中にあつてはかうした点について殆ど顧みられてゐなかつたことが、皇典講究所の創立が必要とされた理由である、と述べられてゐることか

らも、実質的にはこの主文の部分が皇典講究所の「建学の精神」を示してゐることが明確であるといへる。

換言すれば、皇典講究所における建学の精神は、まさしく近世以来の「国学」（「国体」の講明をはじめ、日本の伝統的文化・思想などあらゆることに關する総合的な研究・教育方法）の実践にある。また、「本ヲ立ツル」の「本」といふのは、素直に読めば日本国家の基盤や根本（国体の本義）を意味するが、より具体的には、『古事記』序文において登場する「本教」（國學院大學の校歌にも出て来る「もとつ教」或いは「もとつ心」、即ち我が国の「国柄」の根本・核に据ゑられた「神道」を意味するものとも捉へられよう。現行の「國學院大學学則」第一条に「神道精神」と規定されてゐるやうに、現在の言葉で端的にいへば、「神道」のことに他ならないといふことも出来るのである。

ただ無論、ここでいふ「神道」といふのは、「仏教」や「キリスト教」といふやうな一般的理解による「宗教」やセクト的な「宗教教団」、「宗派」と同列の狭い意味では全く無い。日本列島、或いは日本人における生活文化の基層・基盤となる精神文化や思想といふやうな、幅広い意味合ひを含む必要がある。

なほ、この「告諭」や「告文」に「国学」や「神道」といふ言葉自体が全く書かれてゐないことは、明治十五年といふ段階では何ら不自然なことでは無いことも、少々ややこしいが断つておかなければならない。

もともと近世以来、「皇学」「皇国学」「御国学び」「和学」「本学」「本教」などの多様な呼称で示されてきた学問が、現在一般的に用ゐられてゐる「国学」といふ名称に固定されて来るのも、「國學院」といふ名称が明治二十三年に成立したことに現れてゐるやうに、大日本帝国憲法発布前後の明治二十年代からのことであつた（但し、明治二十年代初頭は、「国学」の同義語として、「国文」や「国文学」、時には「国史学」なども、①事実（「国史学」、②制度（「法制史学」、③言詞（「国語国文学」）を中心的な分野としつつ学ぶ総合的学問の異名として使用されてゐた）。

明治二十一年十二月における皇典講究所の改正・拡張に伴ひ、翌二十二年一月十日には、司法大臣の山田顕義が同

所長に就任し、改正皇典講究所規則第七条「生徒養成ノ法ハ別ニ定ム」の実現に向けて邁進した。同年十月の「私立国文学案」や同二十三年一月の「私立国文学校案」を前提として作成された同年七月の「國學院設立趣意書」<sup>(33)</sup>には、「國學院ヲ設立シテ專國史・國文・國法ヲ攻究シ、我カ国民ノ國家觀念ヲ湧出スル源泉トナシ」とあるのみならず、「皇祖皇宗ノ謨訓ニ基キ、固有ノ倫理綱常ヲ闡明シ、且、支那・泰西ノ道義說ヲ採択シ、以テ之ヲ補充シ、以テ国民ノ方向ヲ一ニシ、古今一貫君民離ルベカラザル情義ヲ維持セントス、固ヨリ此ヲ以テ宗教、若クハ政党ノ器用トナスニ非ザルナリ、若夫レ進ミテ人文ノ發達ヲ追ヒ、世務ノ必用ニ応ズルニ至リテハ、海外百科ノ学モ網羅兼修シテ此学ノ進歩拡張ヲ計ル可シ」と記されてをり、皇典講究所創立時における「告文」の延長線上に位置付けられる認識を示してゐた。「近代国学」の中核としての「国史・國文・國法」に留まらず、「海外百科ノ学」を「網羅兼修」すべきとしてゐたのである。その設立経緯から、皇典講究所にあつた中等教育レベルの教育部門とは一線を画し、当初より明確に「学問の府」即ち「大学」への制度化の志向性を持つ高等教育機関（実質的には旧制専門学校レベル）として創設されたこの「国学」の学校は、明治二十三年十一月二十二日に開院式を行つた。有体に言へば、國學院は、明治二十二年二月十一日に制定された皇室典範・大日本帝国憲法、同二十三年十月三十日渙発の教育勅語、同年十一月二十九日の第一回帝國議會開会など、当時の近代日本國家の基盤形成に即応した実用的な「近代国学」の担ひ手を輩出するために設立された高等教育機関なのであつた。その意味で「國學院」の設立趣旨は単なる「反動」とはいへない。

また、「神道」といふ語に関しては、勿論『日本書紀』以来、多数の書物においてその熟語は用ゐられてきたものの、これも現在一般的に「神社」を核とする「神社神道」の意味で捉へられるやうな概念として定着して行くのは、実はより後年のことであり、どちらかといへば明治時代には、「教派神道」（「神社神道」とは明確に区別された「宗教」的な神道教団）を意味することが多かつたのである。「神道」が主に「神社神道」の意味合ひを以て一般に本格的に

用ゐられ始めるのは、明治後期に「神祇史」研究として始められた研究分野が、「神道史」や「神道学」といふ学問名称へと移行してゆく大正期以降、昭和戦前期と見られる。その証左として挙げると、昭和十七年（一九四二）十二月末、東京帝国大学神道講座教授・宮地直一の近代における「神道」といふ言葉に関する次の如き証言がある。<sup>34</sup>

神道といへば宗教に混淆して本来の純真性を害ふ虞のあるといふ理由の許に、出来るだけ之を避けて使はないやうにと努めた時期もあつた。最近入手した伊勢の神宮皇學館創立六十年記念誌に於ける現神宮大宮司古川東京氏の追懷談によれば、氏の学生時代、学科課程に神道といふ科目のないのを遺憾として、有志相談の上、神道研究会の設立を發起されたところ、その事の可否が教授会の問題となり、大激論の闘はされた結果、祭式研究会といふのならば宜しいといふことで、その名の許に實際は神道十三派の研究などに従事されてゐたとある。文面だけでは細かな事情を詳かになし難いといへ、氏の学生であつたといはれる明治四十年前後の時勢を反映する一挿話として、いかにも尤もらしく受取らしめる。独り皇學館だけでなく、その他神道に関する専門の学校又は講習等に於ても、之を或は道義、或は国史・国文の名目の下に収めてしまつて、表に神道といふ旗幟を掲げないやうにとする傾向は、確かに延いて大正時代に入る後にも一貫して流れてゐた。／＼明治の中葉以降我が思想界にさやうな傾向の呈出せられたのは、いふまでもなく祭祀と教法、神社と教派神道との分離を断行した政府の政策に起因し、神社祭祀の道は、所謂神道の範圍外に超越するものであり、神道といへば両部・唯一等歴史的のそれか、若しくは主として十三種の教派に限るやうに決めてしまつたためでなからうか。例へば此の方面に関して公平な意見の持主たる小中村清矩博士の如き学者であつても、陽春虛雜考に於ける「神道」の説には、さやうな嫌のあるのを感じられる。而してその他にあつては格別の研鑽を経ることもなく、十分なる認識をも持たないで皮相の見解を下したもので、西洋の学説に捕はれて、専ら基督教的神観により説をなしたものが多く、神道の何たる



かに就ては、未だ真相が闡明せられるに至らなかつたのである。例へば神道を以て祭天攘災の古俗とするとか、儒・仏の教を離れて神道は成立せぬといふ類の考察の如きは、その見はれの一二である。それ等の点に就ての論評は、他日の業に譲つておきたいと思ふが、吾人の見るところでは、神道の語に対する諸家の解釈を逐次講究したゞけでも、明治より現代にかけて思想史の一面を把握し得られるのであるまいかと考へる。

このやうに「神道」概念は、不遇の明治時代には、「道義、或は国史・国文の名目の下に収めてしまつて、表に神道といふ旗幟を掲げないやうにとする傾向」があつた。実際、これは國學院にこそ当て嵌まる指摘であつた。三矢重松（國學院一期生）の言説を見ても、明治二十八年には、「国学は道義国史国文の三科を経とす。（…中略…）国学の用は国史にあり。道義も国文も皆国史を根柢とす。然るに現時の国学者は動もすれば国文を以て国学の最大要科とし、知らず識らず国学の本領を忘れんとするものあり。甚しきは世の所謂文学といふものに附随して位置を維持せむと務むるものあり。実に言語道断の至なり。国史を除きては道義もなく国文もなく又国学といふものあるべからず。我が党の士すべからく三省すべし<sup>35</sup>」と述べ、その「国学」の内容について、道義・国史・国文の三つを挙げてゐる。

また、明治三十一年に三矢は、「我が神道と云ふ者の宗教なりやあらずやは姑く措きつ、国史によりて成れる本教なるからは国家が一日も欠くまじき教なることは論を俟たず。（…中略…）抑神道はさる薄弱なる者にあらず教理の上よりしても優に世に闊歩しつべき者なり。今其の国家歴史的の方面は世論に譲り、茲に個人的道徳の教化において最貴重なる大徳あり。「正直」是なり。予は之を神道即本教の眼目と云ふなり。（…中略…）（宣長翁の物のあはれの説は実に千古の卓説なり。翁を祖述する者すべからく之を継ぎて本教の美を濟すべきなり。）」と述べてゐる<sup>36</sup>。ここにおける三矢の「神道即本教」といふ認識がたいへん興味深いが、阪本是丸は、「この三矢重松に代表される国学的研究による神道精神の闡明・宣揚こそが、今日に至るまでの國學院の学問を貫く不易の学風である。近代的分化とし

ての「神道」学だけに神道精神の講究・闡明・宣揚を任せ、あるいは任ざれたとする立場の否定にこそ、國學院の学問、即ち国学の真価は存するのである<sup>(37)</sup>といふ示唆に富む指摘を行つてゐる。

國學院は、明治三十七年に専門学校令による「私立國學院」（大学部・師範部・専修部）となり、同三十九年には「私立國學院大學」と改め、大正八年に「私立」を削り「國學院大學」と改称した。その間、大正七年には、皇典講究所・國學院大學拡張委員会が設けられたが、拡張委員の委員の一人・佐伯有義は、「神祇科ノ設置」と「道義科ノ拡張」を意見として提出した<sup>(38)</sup>。後者については、大学部・師範部ともに「道義科」を拡張して、「現在ノ国語漢文科及歴史科以外ニ修身科ノ免許状ヲ得ル程度ニ改正セラレンコトヲ希望」した。また、前者については、「神祇崇敬ハ治国ノ要道ニシテ之ニ関スル学科ハ国学ノ中ニ於テ最モ主要ノ一科タリ、然ルニ國學院大學大学部ニ国史国文ノ二科アリテ、神祇科ノ設ナキハ甚タ遺憾ナリトス、」と述べ、「付言」として「神祇科ノ名称ニ付キ神道科ト称スル方妥協ナリトスル説アリ、神道ノ称ハ古来普ク用ヒラレシ名称ナレト後ニ種々ノ弊風起リタルタメ、平田翁ノ如キモ之ヲ避ケテ古道ノ称ヲ用ヒラレンカ、維新以後就中神官教導職以後、専ラ宗教方面ニ使用セラル、ニ至レルヲ以テ之ヲ避ケテ神祇ノ二字ヲ用ヒタリ、サレト意味ニ於テハ神道ノ文字妥協ナルヘシ、尚ホ宜シク研究アランコトヲ希望ス」と記された。「國學院大學拡張事業計画案」<sup>(39)</sup>には、「一、道義科ノ設置」として「国体国礼ヲ講明シ、国民道德ヲ研修スルハ本大学設立ノ主旨ニシテ、其ノ學術ノ確立ヲ期スルハ、実ニ現代ノ急務ナリ、殊ニ堅実ナル思想家ヲ養成センガ為ニハ、須ラク皇国固有ノ道義ノ講究ニ待タザルベカラズ、是レ此ノ科ヲ新設スル所以ナリ」とあつた。

そして大正九年四月十二日、國學院大學は大学令大学への昇格を果たし、道義学科・国史学科・国文学科の三学科が置かれた。結局、戦前の國學院大學の「学部」においては、近代的分科としての「神道学科」は成立せず、大正九年に大学令大学となつた際、学部の専修学科として、国史学科・国文学科に加へて「道義学科」のみが設けられ、

その筆頭に位置付けられたのである。<sup>(10)</sup> 当時の「國學院大學學則」第一条には、「本大学ハ、道義・国史・国文及び之ガ研究応用ニ須要ナル諸学科ヲ学修セシメ、国家有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス」と明記された。<sup>(11)</sup>

皇典講究所創立以来、國學院において「道德(道義)<sup>(12)</sup>」は一貫して重視されて来たが、明確に非宗教的な「神道」を中核とする日本的「道德」としての「日本道義」が組み込まれてゆくのは、明治三十年代から大正期にかけてのことであり、その帰結が大正九年における國學院大學の大学令大学への昇格に伴ふ「道義学科」の設置であつた。<sup>(13)</sup>

大正十二年、皇典講究所・國學院大學は飯田町から渋谷に校舎を移転したが、同年九月一日の関東大震災による被害を経て、同十三年十一月二十五日に久邇宮邦彦王の皇典講究所総裁推戴式と新校舎復旧竣工式が開催されたが、その際に校旗・校歌が制定された。<sup>(14)</sup> 校歌の歌詞は、國學院大學学長の芳賀矢一が建学の精神を簡明に表現したもので、作曲は本居長世(本居宣長の系譜に連なる六代目)が当たつた。その歌詞は次の通り。<sup>(15)</sup>

(一) 見はるかすものみな清らなる

渋谷の丘に大学立てり

いにしへ今の文明らめて

国の基を究むるところ

(二) 外つ国々の長きを探りて

我が短きを補ふ世にも

いかで忘れんもとつ教は

いよ、磨かんもとつ心は

(三) 学の巷そのやちまたに

國學院の宣言高く

祖先の道は見よこ、にあり

子孫の道は見よこ、にあり

#### 四 建学の精神としての「国体の講明」「道義の発揚」と「神道精神」言説の浮上

まづ、私学特有の「建学の精神」<sup>(46)</sup>といふ語に着目してみたいが、そもそも「建学の精神」なる言葉が何時頃から用ゐられてゐたのか、といふ点からして良く分からない。ただ、管見では、私立大学における「建学の精神」といふ意味合ひで用ゐられてゐるのは、昭和戦前期の事例について少々見出すことが出来てゐる程度であるため、教育社会学・高等教育論の第一人者である天野郁夫が「日本においても、この「建学の精神」という言葉は決して古いものではないように思われます」<sup>(48)</sup>と指摘してゐることは、ある程度首肯出来るのではないだろうか。

國學院大學の校史上における事例も未だ徹底的な調査にまでは及んでをらず、思ひ付きでランダムに手に取つたものを眺めただけであるが、管見では「建学の精神」といふ語の使用が最も目に付くのは、昭和七年（一九三二）十一月四日の皇典講究所創立五十周年頃である。因みに、これ以前の昭和四年（一九二九）十一月、國學院大學内に事務所を置く「国史学会」が創刊した雑誌『國史學』第一号における三上参次会長の「発刊に際して」では、「由来人は多くその学ぶところに偏し易いものである。既に学ぶといふからには、多少之に偏するのは蓋し已むを得ないことであらう。漢学を修めるときには支那に親しむは当然である、西洋学を修めるときには西洋を慕ふは人情である。たゞ先づ自国に関する智識を饒かにして、その本を固くして置かなければならない。本を固くせずして修むるところに、他国に偏するときには傾き易い。傾き易いものは、また倒れ易い道理である。國學院大學の設立せられたのも、もと

／＼か、る意義に外ならないのである。國學院大學が国史国文及び之に基ける道義の教育を主とせられるのも全く右の理由によるのである」と記されてをり、明確に皇典講究所創立時の「告諭」並びに「國學院設立趣意書」の内容を前提とした記述ではあるものの、ここでは「建学の精神」といふ語は使用されてゐない。<sup>(16)</sup>

また、昭和五年の國學院大學創立四十周年に当たつては、河野省三國學院大學教授が『國學院大學新聞』に寄稿し、「自由民権、欧米崇拜、急進奇激の風潮の旺な間」にあつて明治十五年に皇典講究所が創立されたことを「我が國學院大學の建学の精神が、最も深く最も豊かな意味において、正に「国体の講明」に在ることを語るものである」と述べてゐる。<sup>(15)</sup>ここでは、明確に「建学の精神」として、「告諭」の内容である「国体の講明」に触れてゐる。

しかし、『國學院大學新聞』に「建学の精神」の語が盛んに登場するやうになるのは、二年後の昭和七年における皇典講究所五十周年の際である。『國學院大學新聞』の学生記者による「本所五十周年を迎へて」では、「御告諭の精神」を紹介した上で、「我々は、建学精神に新しい解釈を与へねばならない。本にして変るなきとはいへ、時代の流れに目を蔽ひ、耳をふさぎ、過去のピリオドにおいて主張の役目を果たした表現を以て、今日のそれに対さうとすることは、頑迷固陋の誹を免れないであらうし、それはそれとして、我々学徒の採るべき途ではない」し、「我建学の精神をして、その時代時代に生々發展の段階の中に登場させる為めに如何にして然かするかの方法論を確立しなければならぬことである」と学徒の立場から、非常時における「建学の精神」の新たな解釈の必要性を訴へてゐる。<sup>(17)</sup>

また、同号で河野省三教授は「建学の精神輝く」と題する小文を寄せ、「我が國學院大學の母胎たる皇典講究所は、菊花の薫る此の十一月四日を以て、創立滿五十年の記念祝賀式を挙げようとしてゐる。講究所の使命は、／＼国体ヲ講明シテ立国ノ基礎を鞏クシ徳性ヲ涵養シテ以テ人生ノ本分ヲ尽ス／＼に在る。此の本所創立の精神は又実に我が國學院大學建学の精神であつて、此の大精神に基いて、／＼本邦固有ノ學術ヲ研究シ皇室ノ尊嚴ナル所以ヲ講明シ人情ノ

基ク所風俗ノ由ル所ヲ尋釋シ国民ヲシテ益国家ニ忠愛ナル徳義ヲ深厚ナラシメンコトノを以て目的とする我が國大の事業が発展したのである」と創立時の「告諭」と「國學院設立趣意書」から引用しつつ、皇典講究所・國學院大學の「建学の精神」を説明してゐる。<sup>(32)</sup> さらに同号で植木直一郎教授は「建学の精神を確認せよ」の中で「告諭」の「本ヲ立ツル」とは何ぞやと言へば、夫れは日本国民として真正なる自覚心を有し、真正なる国民精神を有することであり「ます」として、そのためには「国体を講明して真に国体の精華を認識し体得する」必要があるが、「国体の講明は實に国学の研究に依らなければならない」と述べてゐる。<sup>(33)</sup>

昭和七年十一月四日に開催された皇典講究所創立五十周年式典においては、昭和天皇は特別の思召により高松宮宣仁親王（有栖川宮の祭祀を継承）を御差遣され、皇典講究所長・徳川圀順が「初代総裁宮の令旨」即ち「告諭」を奉読した後、式辞を朗読し、その後、皇典講究所総裁・閑院宮載仁親王より御使を以て令旨を賜つたが、そこには祝賀の言とともに、「惟フニ国典国史ニ拠リテ国体ヲ講明シ、天地ノ公道ニ本ツキテ道義ヲ宣揚シ、以テ国家精神ノ根本ヲ培養スルハ、国運興隆ノ基ヲ樹ツル所以ニシテ、本所及國學院大學ガ創建以來終始一如努力セル所、亦此ニ存ス、而シテ熟々方今中外ノ情勢ヲ察スルニ、本所本学開設ノ精神ノ貫徹ニ勉ムルノ必要一層其ノ加ハルモノアルヲ覚ユ、本所本学職員学生生徒及関係諸員、深ク思フ此処ニ致シ、協力一致、益々本所本学建設ノ精神ヲ發揮シ、以テ皇運ヲ永遠ニ扶翼シマツラムコトヲ期セヨ」とあり、建学の精神（本学開設ノ精神、本学建設ノ精神）に言及されてゐる。<sup>(34)</sup>

この時に比べれば、大東亜戦争真只中であつた昭和十七年における皇典講究所六十周年に際してはさほど盛り上がりを見せてゐない。<sup>(35)</sup> この際、総裁・閑院宮載仁親王より御使を以て「諸子常ニ斯道ノ為メニ尽瘁ノ趣満足ニ思フ克ク建國ノ精神ヲ対シ深ク現下ノ重大時局ニ鑑ミ今後一層奮励努力センコトヲ望ム」といふ御詞を賜つたが、極めて短文のものであり、そこにあつた文言は「建学の精神」ではなく「建国の精神」への言及であつた。

昭和七年に刊行された『皇典講究所五十年史』においては、「皇典国礼を講究研修して、国体を講明し、惟神の大道を宣揚し、大に国民精神の覚醒振作に貢献せむとして設立せられたるものは、実に我が皇典講究所である」とその設立趣旨を端的に述べるとともに、創立時の「告諭」を「本所創設の主旨と永遠の進路とを明示し給うたもの」と位置付け、最後には「今茲に本所創立滿五十周年の記念すべき年を迎ふるに際つて、吾人は、本所本大学創立以来尽瘁貢献せられたる幾多先人の功勞に対して、深甚なる敬意と感謝とを捧ぐると同時に、益々本所本大学の發展充実に留意し、建学の精神を發揮するに努め、以て上は皇室の殊遇に膺へ奉り、下は国運の興隆に寄与し、本所本大学の使命を全うせむことを期するものである」と記してをり、恐らくこの創立五十周年前後を大きな画期として、「建学の精神」といふ語がそれなりに意識的に使用されるやうになつたものと思はれる<sup>(56)</sup>。

また、同年十一月一日付『皇国時報』（全国神職会機関紙）に「皇典講究所五十年の回顧」を寄せた阪本健一（昭和六年三月、國學院大學学部道義学科倫理科卒業〔第三十九期〕、當時は國學院大學研究科在学中、『皇典講究所五十年史』の編纂助手を務めた）は、明治十四年七月九日に松方正義内務卿が三條實美太政大臣に提出した皇典講究所設立願書を紹介する中で、「この文明開化旧習一洗の思想は次第に勢力を得て明治維新を招来せしめ且其の根底となつてゐた復古の精神乃至神道精神を次第に圧迫して遂には其の神道的精神の種々の所産をも壊破せしめんとしたのである。其の間の事情が前記の教行の中に窺はれるではないか」と述べた上で、「而してその当然の結果として国粹保存の声が叫ばれるに至つたのである。然し、此の中には、只旧儀古式のすたれるのが惜しい何とかしたい、との気持のみであつて、何等積極的な趣を發見する事は出来ない」が、翌十五年九月の皇典講究所設立「告文」に至つては、「国粹保存は一步皇道の發揚に迄躍進して居るが、我々は當時の設立告文の起草者中に確かに大人物の潜んでゐたことを心から嬉しく思ふ」ものであり、「斯くの如く、創業の構想即ち建学の精神は実に偉大なるものであつた」と記した。

ここでは「告諭」には触れてゐないが、同時期に公表された国学者・神道人らによる「告文」に言及し、壊されつつある明治維新の根底となつた復古の精神としての「神道精神」を「国粹」（伝統に根差したその国固有の長所や美点）と見て保存することや「皇道の発揚」が皇典講究所の「創業の構想」であり「建学の精神」であることを喝破してゐる。

阪本健一は、伊勢において神宮宮掌を務めてゐた昭和十一年にも、熱田神宮宮庁発行の『美以都』に「皇典講究所の創立と当時の思想界」<sup>(58)</sup>を三回に亘つて連載したが、ここでは、皇典講究所初代総裁の有栖川宮熾仁親王の薨去より五十周年に相当することから、「東京に於ては其の盛大なる記念祭典が挙行せられ、講究所建学の精神を拡充宣揚すべく種々画策されてゐる折柄、且又皇国日本の現状が、国際情勢の急迫と共に、愈々皇道の四海宣布、即ち日本精神の昂揚を必要とする折柄、国体を講明して以て立国の基礎を鞏くし、徳性を涵養して以て人生の自分を尽すを其の建学の精神とする学府に薰陶を受けた者の一人として、又いさゝか明治思想史を研究する書生の一人として、この事と言及するは、あながち無意義な事ではないと信ずる」と「建学の精神」である「告諭」の内容を引きつつ記してゐる。そして「むすび」では、「翻つて蓋ふに、皇典講究所が、有栖川宮熾仁親王の令旨を体し、国体の講明と道義の発揚とを建学の精神として、雄々しくも其の創立を宣言した事は飽迄正しいといはねばならぬ。それは先に述べた如く、日本意識の覚醒であり、国粹保存の先駆である」と述べてゐる。

注目すべきは、昭和戦前期において、皇典講究所の創立過程と創立時の「告諭」や「告文」から見出されてゐた「建学の精神」は、「本ヲ立ツル」のみでは余りにも漠然としてゐるためか、その具体的な目的として挙げられた「国体の講明」と「道義の発揚」を特に強調したものであつたことである（この二つの表現は、有り触れたもののやうで、実は戦前においては、皇典講究所・國學院大學の「専売特許」に近い独自性のある表現であつた。「国体の明徴」では無く、「国学」の文脈を踏まへた「国体の講明」であり、漢籍や西洋文献を根拠とする「道徳」では無く、非宗教



的な「本教」に「神道」を中核に据ゑた日本の「道義」であつた<sup>(29)</sup>。なほ、先述した『皇典講究所五十年史』や昭和十年の『皇典講究所概要』においては「国体の講明」と「惟神の大道の宣揚」(神道の宣揚)とされてゐた<sup>(30)</sup>。

これまで余り着目されて来なかつたが、皇典講究所歴代総裁の令旨、さらには首脳陣連名の文書などを見てゆくと、その折々の問題意識が表出される形で個性が発揮されてゐるだけで無く、「建学の精神」といふ語は出て来ないもの、ほぼそれを語つてゐるに等しい皇典講究所・國學院大學の理念や目的の表現が見られる。例へば、大正七年五月二十七日における皇典講究所総裁・竹田宮恒久王の令旨では、「本所及本大学ハ、宜シク創設ノ趣旨ニ則リ、奮ツテ国体ノ本義ヲ明カニシ、道義ノ精神ヲ徹底セシメ、益々教育ノ規模ヲ拡張シ、以テ国家ノ柱石タルベキ有為ノ材幹ヲ養成シ、斯道ノ為ニ大成ヲ期セザルベカラズ」、同年十二月の皇典講究所副総裁・鍋島直大、皇典講究所長・小松原英太郎、國學院大學長・芳賀矢一連名の「皇典講究所國學院大學拡張趣意書」では、「我皇典講究所及國學院大學ハ尊嚴ナル国体ヲ講明シテ堅実ナル国民精神ヲ發揮シ真摯ナル方法ニ依リテ典故文献ヲ研究スルヲ目的トス」、大正八年七月十二日における総裁・北白川宮成久王の令旨では「皇典講究所ハ多年国体ノ講明ト国民思想ノ善導トニ力ヲ致シ、國學院大學ヲ経営シテ幾多ノ人材ヲ養成シ、本邦文化ノ進歩ニ寄与スル所鮮カラス」、大正十三年十一月二十五日における総裁・久邇宮邦彦王の令旨では、「夙ニ国体ノ精華ヲ講明シテ民心ノ根本ヲ培養スルニカムル皇典講究所國學院大學ノ責務、愈重大ナルヲ見ル」、同十五年六月七日における同じく総裁・久邇宮邦彦王の令旨では、「上世以還、漢土學術ノ渡來、仏教ノ東漸アリト雖、殆ンド皆我國風民俗ニ醇化セルハ、是レ畢竟我國民性ノ侵スベカラザルモノアルニ因ル、而シテ之ヲ闡明シ之ヲ恢弘スルモノ、実ニ国学ニ負フ所多シ」と述べられてゐる<sup>(31)</sup>。大正後期は、基本的に「国体講明」はほぼ不変であるが、「道義ノ精神」や「国民精神」(国民思想、民心ノ根本、国民性)といふ点が目に付く。そして昭和四年三月二十二日における総裁・閑院宮載仁親王の令旨は次の如くであつた<sup>(32)</sup>。

熟々方今ノ世局ヲ察スルニ国トシテ其ノ興隆ヲ是レ図ラサルハナシ而シテ国運ノ發展国力ノ充實ハ国民精神ノ緊張ト固有文化ノ發達ニ待ツ所極メテ多シ皇典講究所國學院大學ハ夙ニ国体ノ講明道義ノ發揚國典ノ攻究並ニ之ニ緊切ナル教育ヲ施スヲ目的トシテ起リ之カ達成ニ努力スルコト茲ニ年アリ今総裁ノ任ニ就クニ当リ本所本大學關係諸員ノ遠ク創立ノ趣旨ニ鑑ミ近ク現下ノ国情世界ノ大勢ニ察シ益々当初ノ精神ヲ發揮シ協戮以テ事業ノ成功ヲ期センコトヲ望ム

また、もともと皇典講究所は、明治三十一年の財団法人認可の際には「皇典講究所規定」第一に「国学ノ進歩擴張ヲ図ルヲ以テ目的トス」とされてゐたが、大正三年十二月九日には、「皇典講究所寄附行為」第三條に「本所ハ国学ノ講究及普及ヲ図ルヲ以テ目的」とすると定められたものの「国学」の發展を図ることを目的とすることは変はらず、寄附行為第三條の変遷を見てゆくと、大正九年四月十五日の大学令大学の認可を得た際には「本所ハ國學院大學ヲ設置シ学生ヲ養成シ本邦ノ典故文献ヲ講究スルヲ以テ目的トス」と改めて具体的な事業内容を記載したが、さらに昭和二年三月八日には「本所ハ皇国ノ国体ヲ講明シ、道義ヲ發揚シ、典故文献ヲ研究シ且之ニ必要ナル教育ヲ施スヲ以テ目的トス」と改めてゐる。<sup>(63)</sup>「国体講明」及び「道義發揚」といふ「建学の精神」の如き理念的内容が盛り込まれてゐるが、恐らく総裁官の令旨内容の変遷と対応してをり、逆に昭和四年の令旨は寄附行為の内容に即してゐる。

そして、昭和十五年十一月四日の「國學院大學五十周年記念式典」における総裁・閑院宮載仁親王の令旨では、「皇典ヲ講究シテ国体ヲ闡明シ、肇国ノ理想ヲ宣揚スルハ、実ニ本大學創立ノ主旨」と明言されるとともに、同年刊行の『我が國學院大學』においては、「我が國學院大學は、国体の講明、道義の發揚、典故文献の研究等を標榜する財団法人皇典講究所の経営するところであつて、其の目的は国家有用の人物を養成するにある」と述べた上で、「皇学の興隆を図リ国典を講究して惟神の大道を宣揚するに如かずと深慮」せられた神道総裁・有栖川宮職仁親王を起点として、

明治十五年に皇典講究所が創立され（有栖川宮が同所総裁に御就任）、同所開齋式において有栖川宮より賜った「告諭」について、「之実に建学の精神として、今日全学徒が朝夕奉体するところのものである」と紹介し、さらに「卒業者現況」にも、次の如く「建学の精神」の語が使用されてゐる。<sup>64</sup>

卒業者総数七千有余名中の大多数は教員にして、大学専門学校教授を初め、全国各中等学校に奉職するもの二千三百余名に及ぶ。其中校長は四十余名。次は神官神職にして神宮を初め全国各神社に奉仕するもの一千七百六十余名に達する。官国幣社二百七社宮司中本学卒業者は百余名。文学博士の学位を授与せられたもの十名を算する。会社商店員三百余名。官吏二百余名。其他著述、新聞雑誌の編輯等操觚の業に携はるもの、地方青年指導の任に当るもの等多く、近時、大陸方面に進出するものが亦尠くない。孰れも建学の精神に則り、修得したる学殖と一種独自の気概とを以て各方面に活躍しつゝある。

さて、先に「神道」概念不遇の明治時代には「道義、或は国史・国文の名目の下に収めてしまつて、表に神道といふ旗幟を掲げないやうにとする傾向」があつたと述べた宮地直一の証言を紹介したが、実はこれには続きがある。<sup>65</sup>昭和十七年当時の宮地は、「近年に至り時勢は全く転回した。例へば神道哲学といひ神道概論といひ、将た神道科といひ神道学と称し、進んで神道人と名乗つたとして、狭義に於ける神道の学説や教派に混同する輩が何処に居るであらう。その一切を含めて神道と称するのを便宜とするのみならず、内外に互り正当なる用例とするといふ風に社会通念は指導しつゝあつて、我等はさやうな慣習の中に生きてゐるといつて、決して誤つてゐないのであらう。例へば古くは聞えなかつた神社神道といふ語が平氣に所謂神社人の間に使用せられて些しも怪しまれないのも、之が事証の一例とせられ、Shinto 又は Shintoism といへば生粹の我が国風として、外人の間に通用しつゝあるが如きも、その一例として援引し得るものの一とせられよう」とも述べてゐるのである。つまり、「神道」概念は、不遇時代を乗り越え、

大正期を経た昭和十年代後半には、その語義内容を拡張させつつ、明確に肯定的・積極的な概念として一般に浸透してゐたことが分かるのである。かかる趨勢の中で、「神道精神」といふ言葉も浮上して来る。

「神道精神」は、無論「神道」と「精神」の合成語であるが、その背景として「精神」といふ語が昭和戦前期において他の言葉と結び付けられ、盛んに用ゐられてゐた。「国民精神」などはすでに明治後半に高山樗牛や大町桂月らによつて使用されてゐた上、大正十二年の関東大震災直後に「国民精神作興に関する詔書」も出されてをり、さらに「精神史」といふ試みも大正末期の和辻哲郎以来、流行してゐたが、この時期の盛り上がり（濫用振り？）とは比べ物にはならない。<sup>66</sup>「日本精神」はその最たるものであるが、文部省思想局編纂『日本精神論の調査』は、「日本精神」なる語が標語としての力強さと一種新鮮なる感觸とを以て、我が国民の間に急速に伝播するに至つたのは、大体昭和六年秋の満洲事変以後のことである。翌七年及び八年には左翼的或は自由主義的傾向の強いものを除く定期刊行物の多くは、日本精神なる語を用ひ、「日本精神特輯号」等を刊行して一層流行の勢を援け、爾来この語は国民の間に広く受容せらるゝに至つた。勿論日本精神なる語は従来用ひられてゐた「大和魂」「やまとごころ」「国民精神」「皇国精神」「神ながらの道」等とその内容に於て著るしく異なるものではない。又、近来日本精神と並び用ひられてゐる「日本主義」或は「皇道」とも大体同義語と見てよいのであつて、それは肇国の当初より脈々として今日に伝へられてゐるものではあるが、他の語に比し日本精神なる語は特に好んで使用され又魅力を持つてゐるが如くである」と指摘してゐる。<sup>67</sup>また、昭和七年には、文部大臣の直轄機関として「国民精神文化研究所」も設置されてゐる。

かうした中で、「神道精神」といふ言葉を意識的に使用してゐる事例は、例へば先述した昭和七年の阪本健一による使用例が見られるものの、数が多い訳でも無く、しかも管見では古い用例はなかなか見つけられず、昭和に入つてからである。例へば早いものとしては、中野八十八（東京女子高等師範学校前教官、和歌山師範学校主事、後に日本

大学第二中学校長兼主事」といふ教員（教育実践者）が昭和三年に上梓した『国本教育の新建設』の第十七章「国本教育と神道精神」が挙げられるが、ここでは諸学者の多種多様な神道観を参照しつつ、「神道精神」を「日本人である限りいつでも誰でもが生得的に普遍に体験未然の姿に於て抱き締められてゐる民族的固有の精神」と捉へてゐる。<sup>(8)</sup>

昭和九年には、伊藤千眞三（東京女子大学・日本大学教授）が中心である日本文化研究会編纂の「日本精神研究」シリーズの第二輯として『神道精神』<sup>(9)</sup>が刊行され、宮地直一・清原貞雄・原田敏明・橘純一・佐々木一義・伊藤千眞三・堀江秀雄・小野祖教・杉浦健一・加藤玄智・河野省三・岡田米夫・小林安司・岸本芳雄・浅野明光・鈴木義一・巢頭千昭・溝口駒造・山本信哉といふ神道を対象としてゐた錚々たる面々が執筆してゐる。このうち、宮地直一・堀江秀雄・小野祖教・加藤玄智・河野省三・山本信哉が國學院大學教授や講師を務め（兼任を含む）、岸本芳雄が皇典講究所講師である。ただ、「神道精神」を直接主題に据ゑてゐる論者はそれほど多い訳では無い。その例外ともいふべき広島文理科大学教授の清原貞雄が「神道と日本精神との関係中の一命題」として「儒仏二教の日本化に於ける神道精神の顕現」を論じ、「皇室至上主義と言ふ国民的信念を醸成した淵源は神道の神国思想なのであるから、斯の如き仏教の日本化は神道精神を除外して考ふる事は出来ないのである」と述べてゐる。<sup>(10)</sup> なほ、清原は昭和七年六月、『神道史』の中でも、「一言に尽せば、日本と云ふものを理解するためには国民の神道的信仰を理解する事なくしては到底不可能であると云ふ事である。我国の国体は国民の有する信念と離る可らざる関係を有つて居ることは勿論であるが、其の信念の根底には常に神道精神が横はつて居る。極端に云へば、神道的信念あつての我国体である」と記してゐる。<sup>(11)</sup>

また、注目すべきは、國學院大學講師・小野祖教が次のやうに広い「神道」概念を論じてゐることであり、このやうに当時における「神道」概念とは、多分に「理想」が籠められた「特殊な内容」を持つものであつたことが分かる。<sup>(12)</sup>

吾等は神道を単なる宗教、単なる政治、単なる経済、単なる道徳と考へる事は、避けたいと思ふ。従つて或意

味に於いて神道といふ語の通常の意味よりはより広い内容の関聯を見てある事になる。即ち近來皇道といひ、皇國精神といひ、わが國の道といひ、日本精神といひ、日本主義といふものが、略々その意を得てゐる。併乍ら、吾々は皇國精神といひ、日本精神といひ、断じて神々を理解し、神々を信ずるの本拠なくして成立し難いものであることを知つてゐる。この神々を忘れる事によつて、皇國精神とか日本精神とか稱する多くの著者論客が、羅馬法的帝王説や儒教的又近世自然法的君主説の擬物に墮する事は人々のよく知る所であらう。吾々はその外来思想の影響からは是非共脱れ出たい。吾々はそのために吾々の歴史の真実に聴かなければならない。そして吾々は神々の崇敬と別個のものでない所の日本民族本来の生活様式を明らかにし、之を評価し、日本民族の理想的性格の本質的価値を把握しなければならぬ。故に吾々はやはり、神道といふ語が適切に近い事を信ずると共に、かゝる神々の祭祀の齋場としての神社に、神道の典型的表現を見、又神道の将来を託すべきであると思ふ。かゝる意味に於いて、神道なる概念は特殊の内容を持たしめられたといつても不可でない。

國學院大學の建学の精神としての「神道精神」を考へる上で最も重要な人物としては、昭和十年四月には現任神職（県社玉敷神社社司）かつ院友（明治三十八年、國學院師範部國語漢文歴史科卒業、第十三期）として初めて國學院大學の学長に就任することになる國學院大學教授の河野省三が挙げられるであらう。<sup>(73)</sup> 頗る問口の広い河野の議論で大切なことは、昭和戦前期における思想・社会動向に棹差す形で、幅広い分野を対象とした各種資料の博搜とそれらの整理・検討に基づく該博な知識をもとに、穩健・中庸かつ国民生活に根差した、極めて包容性豊かな「神道」や「国学」の概念を社会に提供したことであらう。といふよりも、皇典講究所・國學院大學の創立経緯と「告諭」等の内容に基づいた建学の精神について、「国体の講明」（国学史、国体論、日本精神論）、「道義の発揚」（国民道德論）、「惟神の大道の宣揚」（神社における神明奉仕、神道史、神道論）のいづれの課題にも存分に取り組み、まさに実地で研究・

教育を体现してきたのが、「嗜みの生活」<sup>(7)</sup>をモットーとして実践してきた河野省三その人であった。

かかる「國學院大學における建学の精神の権化」ともいふべき存在の河野は、昭和五年五月刊行の『神道の研究』巻頭において、「神道精神の忠実な伝承的表現たる神社を対象として懷かれてゐる日本人の敬神觀念が、最も雄弁に神道が日本民族の伝統的信念であることを物語つてをる」とした上で、「斯やうな神道の精神が日本の歴史上に如何やうに展開して来たか。又その精神を説明し宣揚すべく如何なる思想學說が形成されたか。更にその精神の具体的表現としての神社が如何なる性質のものであり、尚ほその精神の源泉である古典が如何なる内容を有し如何なる信仰を形成したか。是等の問題は我が國民精神、我が國民道德、我が國民文化、我が國民生活の研究上、最も重要な事項に屬する。そこに忠実な神道研究の必要が存する」とその問題意識を説いてゐる<sup>(8)</sup>。また、同年七月の皇典講究所主催「神道講習會」(於 國學院大學講堂)では、「神道は日本民族の生活原理」である所以を縷々説明してゐるが、「神道は日本民族の伝統的信念及び情操」と定義付けるとともに、「而してこの、神道の信念と云ふ方に重きを置けば、例へば寛(引用者註・克彦)博士や田中(引用者註・義能)博士のやうな倫理的神道となる。若し又情操と云ふ方に重きを置くと自然民間信仰と云ふ方に行く。柳田國男氏、折口信夫氏の神道觀がそれであります。私はその両方を考へ合せて行つてをります。(…中略…)神道には正に此の信念と情操といふ分つべからざる両方面があると云はなければならぬ。芳賀(引用者註・矢一)博士の思想には両方面であつたと思はれます」と述べてゐることは興味深い<sup>(9)</sup>。河野は、信念と情操の両面を包容するといふ意味で國學院大學校歌の作詞者・芳賀矢一を繼承する意志があつたのである。

河野は、昭和九年発行『神道學序説』の中で、「神道の研究を目的とし、且つ其の精神を發揮する學問を神道學と名づけること、すれば、其れに類似した語として最も多く使用された語に國學及び神學といふ名称がある」と指摘した上で、「享保以降に起つた四大人たちの所謂國學は寧ろ倭學・古學等の展開した広義の用法であつて、國文・國語・

国史・法制・有職及び神道を包括してゐる、一層大きな学的体系であることは、私の国学の研究第一章に説いてゐる所である」として、「神道学を広義に解釈するか、若しくは神道乃至国学そのものに対する考へ方如何によつては、神道学は自ら国学乃至皇国学（タクミガク）と同心同円の学問とも為り得るのである。従つて近來世に称へられる日本学乃至皇道学とも同じ関係をとつて来る。然し私は江戸時代に於いても神学が和学・古学と異なつた思想体系若しくは研究態度を持つて国学の展開に関係したことに顧み、又明治以後に於ける其等諸学の展開を考慮して、神道学の組織・内容に就いて工夫してみようと思ふ」と述べてゐる。<sup>(76)</sup> 基本的に河野の「神道学」は、あくまでも総合的学問である「国学」を基盤とし、中心軸を同じくするものであつた。因みに河野は、「国学は国体学」といふ認識も持つてゐた。<sup>(78)</sup>

さらに『神道学序説』では、「神道精神の展開」を論じて、「神道を日本歴史を背景として我が民族性によつて考察するならば、それは正しく、皇室を奉戴し、神祇を崇敬して、明浄正直の生活を営みつゝ、日本民族永遠の生命を展開し行くところの伝統的信念及び情操だといへるのである。日本歴史はかういふ神道精神の展開といふ立場からして、之を本質的に大観することが出来る」と述べ、さらに「明治維新は神道精神が最もよく而も広く強く表現した時である」と指摘してゐる。<sup>(79)</sup> 河野は、翌年発行の『神道読本』でも「神道精神の展開」を辿り、「国学は神道の研究と宣揚に学問的基礎と内容とを与へて、神道学としての成立を見るに至らしめたものであつて、時代の要求と時運の趨向とに應じて大に神道精神を發揚したのである」と「国学」と「神道精神」との相関関係を端的に示してゐる。<sup>(80)</sup>

昭和戦前期にはこの他にも、「神道」を研究対象とする執筆者による「神道精神」を表題に掲げた論考が多々見られる。<sup>(81)</sup> しかし、これらで使用されてゐる「神道精神」とは、恐らく「神道の理念」といふ程度で用ゐられてゐるに過ぎないものも多く、実際には昭和戦前期に汗牛充棟ただならぬほど生産された「神道」一般に対する論及と何ら変はらないものが殆どであることも確かである。ここでは、昭和戦前期には「精神」の語の流行や「神道」概念の拡大・



包括化に伴ひ、「建学の精神」とともに「神道精神」といふ言葉遣ひも浮上したことを確認して置きたい。

## 五 むすび―「告諭」から「神道精神」への継承―

昭和二十年（一九四五）八月十五日、「終戦の詔書」の「玉音放送」が行はれ、日本国民には「敗戦」といふ厳然たる事実が突き付けられた。以後、神社神道をめぐる社会的環境は一変する。特に連合国軍最高司令官総司令部（GHQ/SCAP）が日本政府に発した覚書「国家神道、神社神道ニ対スル政府ノ保証、支援、保全、監督並ニ弘布ノ廃止ニ関スル件」（神道指令）は、その後の神社神道の行方を決定付けるものであつた。「神道指令」は、神社神道に対する公的な特別保護監督等や財政的援助の停止及び神祇院の廃止、公教育機関における神道的教育の廃止など、国家と神社神道との制度的な分離だけではなく、「神道ノ教義、慣例、祭式、儀式或ハ礼式」に限らず、全ての宗教、哲学などにおいても「軍国主義的乃至過激ナル国家主義的「イデオロギー」ノ如何ナル宣伝、弘布」を禁止すること、「国体の本義」や「臣民の道」、同種の「官發行ノ書籍論評、評論乃至神道ニ関スル訓令等ノ頒布」の禁止、公文書において「大東亜戦争」や「八紘一字」なる用語や、その他「国家神道」「軍国主義」「過激ナル国家主義」を連想させる用語の即刻停止なども含まれてゐた。要するに「神道指令」は、国家と神社神道の分離、即ち「政教分離」といふ目的とは直接的に関はらない、GHQ/SCAPが一方的に「軍国主義・超国家主義」と見做した、いふなれば、「国体論」の文脈に関する事項（それを打ち出したとされる文書や思想、用語）をもここで纏めて禁止したのである。

昭和二十一年二月二日には、神社関係法令とともに神祇院が廃止された。同日、宗教法人令が改正され、これまで明記されてゐなかつた「神社」（神宮を含む）の字句が挿入された。全国の神社は、この改正宗教法人令による宗教法人としてのみ存続が許されることとなつた。そしてこの翌日の二月三日、皇典講究所、大日本神祇会、神宮奉斎会

の神祇関係民間三団体が発展的に解消して「神社ノ包括団体」である「神社本庁」は設立された。神社本庁の基本的性格は、各々独立した法人格を持つ神社の包括団体で各神社の主体性を認めるものであり、「神社教」案では無く概ね「神社聯盟」案の考へ方が採用されたものの、改正宗教法人令による「宗教法人」として設立されることとなった。

つまり、大東亜戦争敗戦に伴ひ、昭和二十一年一月二十五日、國學院大學の経営母体である財団法人皇典講究所は、大日本神祇会・神宮奉斎会とともに発展的に解消（解散）し、神社本庁に合流したため、組織としては消滅してしまつたのである。それ故、國學院大學は独立し、「財団法人國學院大學」が経営するところとなつた。

「財団法人國學院大學」としての再出発に当たり、昭和二十一年二月十五日に設立委員会が開催されたが、ここで決議された「國學院大學寄附行為」の第三條は、「本財団ハ古典ヲ講究シ、神道ヲ闡明シテ日本文化ノ神髓ヲ顕揚シ、以テ世界ノ文化ト人類ノ福祉トニ寄与スルヲ目的トシ、事業トシテ國學院大學及ビ専門部ヲ経営ス」とされた。<sup>(8)</sup>「皇典講究所寄附行為」と比較すると、建学の精神の表出であつた「皇国ノ国体ヲ講明シ、道義ヲ発揚シ、典故文献ヲ研究シ」の部分は、かなり表現は異なるが、「古典ヲ講究シ、神道ヲ闡明シテ日本文化ノ神髓ヲ顕揚シ」となつた。ここにおいて、建学の精神は不変であるとしても、その端的な表現としての「国体の講明」「道義の発揚」から「神道の闡明」「日本文化の神髓顕揚」へと表現変更が行はれたといへる。詳細は知られないが、戦前には非宗教的「神道」は文言として表面化しなかつたが、ここに来て「宗教」をも意味する「神道」を前景化させたのであらう。

同年八月二日に提出し、九月十日に認可を得た学則改正の際における「理由書」<sup>(9)</sup>には、「本大学ハ従来国体ノ講明、道義ノ発揚ヲ以テ建学ノ精神トシ、行学一如ノ経営ヲナシ来レリ、今回終戦ノ結果、民主主義的風潮遽カニ勃発シ、諸般ノ制度文政急激ノ改革ヲ来シ、ソノ波及スル所、本学経営ノ根本ニ於テ多少ノ改變アルモ止ムヲ得ザルトコロナリ、然リト雖モ、古典ヲ講究シ、神道ヲ闡明シテ日本文化ノ真髓ヲ顕揚シ、以テ世界ノ文化ト人類ノ福祉トニ寄与

スル有用ノ人物ヲ養成スルハ、最モ緊急ノ重要時トス」とあり、四つの改正要領を挙げてゐるが、そのうち本稿に関連する二つを引くと、「一、従来ノ大学組織ノ外ニ宗教研究科ヲ設ケ、一般宗教ニ伍シ、新タニ發展スベキ神道ノ真髓ヲ究明シ、人類ノ文化ト福祉トニ貢献セントス」、「二、必須科目ヲ定メ、科目ノ統合改称ニヨリ時代ニ即応セントス、例ヘバ神典ヲ廢シ、古典文学トシ、道義、神道史ヲ宗教学トナセルガ如シ」といふものであつた。

このやうに経営上、多少の改変があるのは已むを得ないといふほどの厳しい圧迫状況であつたことが分かるが、昭和四十五年発行の『國學院大學八十五年史』が、「この改正は新時勢に即応する処置ではあるが、如何に時勢が變らうとも、本大学が拠つて立つ建学の精神には聊かも揺ぎがなく、古典を講究し、神道を闡明して日本文化の真髓を顯揚し、以て世界の文化と人類の福祉に寄与する有用の人を養成する事は、本大学の使命であり、今日の時勢に於ても最緊急の重事であつたのである」とコメントしてゐるやうに、その建学の精神は不変で揺るぎが無かつたのである。<sup>(85)</sup> また、平成六年の『國學院大學百年史』下巻が「改正学則の第一条に更めてこれを規定し、建学の精神を宣言したのである<sup>(86)</sup>」と記してゐる如く、「國學院大學学則」の第一條は、旧学則では「本大学ハ大学令ニ依リ道義国史国文及之カ研究応用ニ須要ナル諸学科ヲ学修研鑽セシメ、国家有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス」だつたものが、新学則では寄附行為を踏まへ、「本大学ハ古典ヲ講究シ神道ヲ闡明ニシテ日本文化ノ真髓ヲ顯揚シ、以テ世界ノ文化ト人類ノ福祉トニ寄与スル有用ノ人物ヲ養成スルヲ以テ目的トス」と改められた。<sup>(87)</sup> つまり、新制大学としての再出発における昭和二十一年の学則改正を以て、建学の精神の再解釈として「神道」が明確に打ち出されたのである。

「法文学部開設」を目指し、昭和二十三年二月二十八日付で文部省に提出した設置認可書類の「学則要項」においても、「一、大学の目的及び使命」には「本大学は古典を講究し神道を闡明して日本文化の真髓を顯揚し、以て世界の文化と人類の福祉に寄与する有用の人物を養成するを以て目的とする」とされてゐた（結局、文学部で認可<sup>(88)</sup>）。

國學院大學研究開発推進機構校史・學術資産研究センターには、ガリ版刷りの「國學院大學学則案」（附則／本学則は昭和二十四年三月二十五日より之を施行する）に修正が施された史料が所蔵されてゐる。その第一條の草案には、「本大学は教育基本法及び学校教育法の趣旨に基き人文に關する諸学の理論並に應用を攻究教授し（神道精神に依り／神道を顕揚し以て）有用な人材を育成し以て我が国文運の興隆に貢獻すると共に広く人類福祉の増進に寄与することを目的とする」とあつたが、これに夥しい修正が加へられ、「本大学は神道精神に基づき人格を陶冶し人文に關する諸学の理論並に應用を攻究教授し有用な人材を育成することを目的とする」とされてゐる。これはもう殆ど現行の学則第一條に近い内容である。この時点で「神道精神」といふ文言が入つたのであり、換言すれば、國學院大學の建学の精神としての「神道精神」といふ新たな表現への変更が行はれたのである。なぜ「神道」から「神道精神」へと改定されたのかは不明であるが、推測するに、昭和戦前期には広まりを見せてゐた「神道精神」といふ合成語に対する記憶と、やはり建学の「精神」であるといふことを表現上からも明確にしたかつたのであらう。

なほ、昭和三十一年末、在京院友神職が國學院大學当局に対して、建学の精神の再確認と昂揚を申し入れたことに端を発し、翌年二月、在京の学校教員や青年神職らが中心となり地方有志とも連絡して五十余名の賛同を得、大学当局に申し入れを行ふなど、國學院大學の建学の精神をめぐる問題が発生したが、これに対応した「國學院中興の祖」石川岩吉國學院大學学長は占領期當時を回顧して、「申すまでもなく創立の際の總裁有栖川宮様の告諭は本学建学の精神であり、本学の生命でありますから、去る二十四年新制大学制度によって認可を申請しましたときに、学則として設立の目的使命を明かにし、神道精神によつて人格を陶冶し、文化の興隆に貢獻することを特筆したのであります」と述べてゐることから、その戦前における「告諭」を基底とした建学の精神の継承性は当事者的には明白である。

そして、昭和二十六年二月二十八日付で認可を受けて「学校法人國學院大學」に組織変更したため、同法人が経営

する國學院大學として現在に至るのであるが、この際の「学校法人國學院大學寄附行為」第三條には「この法人は、教育基本法並びに学校教育法に則り、古典を講じ、神道を究め、汎く人文に関する諸学の理論及び応用を研究教授し、以て有用な人材を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする」と明記された。<sup>(9)</sup>

かくて、戦後の國學院大學における建学の精神としての「神道精神」(神道)といふ解釈が確立した。ただ、勿論これは、皇典講究所創立時の「告諭」の内容(「本ヲ立ツル」、「国体ヲ講明」、「徳性ヲ涵養」、「道義を発揚」等)を基盤とした上での新時代の新たな表現として選び取られたものであり、「建学の精神」そのものの改変などでは無かつたのである。國學院大學における建学の精神の基礎である「告諭」と文言としては戦後に位置付けられた「神道精神」は、密接な継承関係にあるとともに、全く切り離すことの出来ない「精神」として今もなほ生き続けてゐるのである。

## 註

- (1) 「自己点検・評価報告書 平成22年度版」(國學院大學、平成二十三年)一頁には、「本学における「神道精神」の定義については、平成14年度に開設された神道文化学部の設置認可申請時に徹底的に点検・評価され、即ち「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」であると再定義されている」とある。赤井益久國學院大學学長の「求人のお願い」(國學院大學ウェブサイト [https://www.kokugakuin.ac.jp/student/empupport/05]、平成三十年二月二十一日閲覧)においても、「國學院大學における建学の理念である「神道精神」とは、「日本人としての主体性を保持した寛容性と謙虚さ」であると現代的な意義づけをしています」と明確に述べられてゐる。
- (2) 「21世紀研究教育計画 第4次」学校法人國學院大學、平成二十九年四月一日発行)六二頁。
- (3) 前掲「21世紀研究教育計画 第4次」を参照。
- (4) 「國學院大學人間開発学部 設置の趣旨等を記載した書類」一～七頁、「國學院大學人間開発学部子ども支援学科 設置の趣旨等を記載した書類」一～七頁を参照。

- (5) 以後、皇典講究所・國學院〔國學院大學〕に関する記述については、特に新たな文献名・資料名を記さない限り、『皇典講究所五十年史』（皇典講究所、昭和七年）、『國學院大學八十五年史』（國學院大學、昭和四十五年）、『國學院大學百年史』上・下巻（学校法人國學院大學、平成六年）などの國學院大學の「校史」に基づく。
- (6) 西村真木「建学の精神 西東 國學院大學 國學」、『大学時報』第四六卷第二五二号、平成九年。
- (7) 『皇典講究所概要』（皇典講究所、昭和十年）の全体の記述を参照。
- (8) 平成二十七年度の公益財団法人大学基準協会による「國學院大學に対する大学評価（認証評価）結果」(<https://www.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2016/11/000068088.pdf>)、平成三十年二月二十一日閲覧)の「総評」。前回の外部評価に当たる平成二十年度の公益財団法人大学基準協会による「國學院大學に対する大学評価結果ならびに認証評価結果」(<https://www.kokugakuin.ac.jp/assets/uploads/2016/11/000011566.pdf>)、平成三十年二月二十一日閲覧)の「総評」では、「貴大学は、「神道精神」のもと、1882（明治15）年の皇典講究所設立にはじまり、1948（昭和23）年に新制大学として認可された文学部設立以来、今日に至るまで、時代の変化に応じた継続的な改革を実施してきた」、或いは「神道精神に基づく人格の陶冶」との建学の精神を「主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神」と分かりやすく再定義することで、理念の具体化が大学の使命・目的・教育目標に結びつけられている」とあるやうに建学の精神としての「神道精神」に対する正確な理解がなされてゐる。
- (9) 例へば、『國學院大學130周年記念誌』（学校法人國學院大學、平成二十四年）では、坂口吉一学校法人國學院大學理事長の「國學院大學130周年記念誌 発刊にあたって」において「建学の精神である神道精神に基づいた本学の理念・目的」と表現されてゐるとともに（六頁）、「総論1 建学の精神と歴史」においても、明治十五年の「告諭の精神が、本学の建学の精神の基礎」をなし、これは同二十三年の「國學院設立趣意書」において敷衍して説かれ、校歌にも謳ひ上げ、継承されてゐるとした上で「本学が神道精神に立脚した道義の大学として、その輝かしい伝統と独自の学風を主張する所以は、この建学の精神に因る」と「建学の精神である神道精神」について正確に記されてゐる一方（一三、一四頁）、赤井益久学長による「これからの國學院大學」では、「この「告諭」を建学の精神として位置づけ、神道精神を人材育成の基本方針として定めて、これまでの伝統と歴史を継承し、教育と研究に当たっている」（二一四頁）と読み方によつては「告諭」と「神道精神」が切り分けられてゐるやうにも受け取られてしまひさうな部分がある（但し、後述の註(13)で指摘してゐるやうに、赤井学長は建学

の精神の流れを正確に捉へてゐることは明らかであるため、ここでの表現は言葉の綾であらう。現在、國學院大學ウェブサイトに (<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/introduction/pi/>、平成三十年二月二十一日閲覧) の「建学の精神」においても、「國學院大學建学の精神はこの告諭の「本ヲ立ツル」ことを基底としている。元学長芳賀矢一博士作詞の校歌は、この精神を正しくうたい、この建学の精神こそ、本学の学問研究・人間教育を特色づけるものである」とあるのみで、「神道精神」や「神道」には全く言及されてゐないことも疑問である。同じく國學院大學ウェブサイト (<https://www.kokugakuin.ac.jp/about/information/p5/>、平成三十年二月二十一日閲覧) に掲載された「人材育成の方針」としては、「國學院大學は、神道精神（主体性を保持した寛容性と謙虚さ）を教育目的の基礎に置いています。この神道精神をもとに、多様化する社会で有為な人材となるために必要な知識・技能、市民的教養と社会人力、多文化に対する適応力を備えた、主体性を持ち、自立した「大人」を育成します」と記されてゐる。ここにおける内容はこれで良いとしても、「建学の精神」の説明で「神道精神」を捨象する必然性は全く無いし、特段「建学の精神」と「人材育成の方針」の内容を切り分けて棲み分ける必要も全く無い訳であつて、「建学の精神」と「神道精神」を切断するかのやうにも見える説明方法は歴史的にも正確な理解では無い。かかる表記の仕方についても学外者の誤解を生む原因となる恐れがある。さらに『週刊朝日MOK 偏差値だけではわからない「建学の精神」で知る大学の力 2017』（朝日新聞社出版、平成二十八年）の「編集部が注目する志望校31校のルーツ」の「國學院大學」の紹介頁（三四頁）でも、「日本文化と日本人の心の在り方について考察する「本ヲ立ツ」を建学の精神とし、教育と研究の基礎としています」といふ表現に留まつて「神道精神」もしくは「神道」は一切言及してゐないことも不十分な表現といへる。なほ、前掲『自己点検・評価報告書 平成22年度版』一頁では、全体として簡略な記述が求められたためか、冒頭の國學院大學の理念・目的を説明する箇所で「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さの精神）の記述はあるが、「建学の精神」や「告諭」についての言及が無くなつてしまつてゐる。但し、同書四頁の神道文化学部の箇所で「神道を柱とする建学の精神」といふ文言、人間開発学部の箇所で「建学の精神（神道精神）」といふ文言がある。平成二十七年年度の認証評価において検討対象となつた『自己点検・評価報告書 平成26年度版』（國學院大學、平成二十八年）一、二頁には、平成二十二年度と同様、「神道精神」への言及はあるが、明確に「建学の精神」であるとの文言が無く、「告諭」にも触れられてゐない。ただ、ここでも同書六頁の人間開発学部の箇所では、「本学の建学の精神の根底にある「神道精神」（主体性を保持した寛容性と謙虚さ）に基づく伝統文化教育」との文言はある。いづれも、文章表現における簡略化・簡素化の要請に伴ふ

不備であるといへる。

(10) 針本正行「わが大学史の一場面―日本の近代化と大学の歴史 建学の精神と学術研究・人材育成の展開― 國學院大學の未来に向けて」(『大学時報』第六五卷三七一号、平成二十八年)。

(11) 國學院大學講義概要(WEBシラバス)「神道と文化」(<http://syllabus.kokugakuin.ac.jp/view.aspx?jygyou=20174307>、平成三十年二月二十一日閲覧)を参照。

(12) 國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター編『國學院大學の130年』(國學院大學教育開発推進機構共通教育センター、平成二十六年改訂二版) 一頁。なほ、人間開発学部(の専任教員である筆者が担当してゐる)を行ひ、國學院大學の建学の精神は「神道精神」であると明確に伝えてゐるやうに、各学部・学科の初年次教育(各種基礎演習等)でもかかる点については留意されてゐる。國學院大學講義概要(WEBシラバス)「導入基礎演習」(<http://syllabus.kokugakuin.ac.jp/view.aspx?jygyou=20175823>、平成三十年二月二十一日閲覧)を参照。

(13) 『自己点検・評価報告書 平成19年度版』(國學院大學、平成二十年) 一、二頁。なほ、平成二十三年二月十八日に國學院大學渋谷キャンパスで開催された國學院大學教育開発推進機構主催、國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター共催の「教育開発シンポジウム 「建学の精神」の過去・現在・未来―私立大学の個性輝く教育とは―」における赤井益久國學院大學教育開発推進機構長(当時、現学長)のパネリスト報告「主体性を保持した寛容性と謙虚さ―國學院大學建学の精神の過去・現在・未来―」(國學院大學教育開発推進機構紀要』第三号、平成二十四年)では、創立時の「告諭」から現在の学則にある「神道精神」への展開としての確に建学の精神の流れを掴む中で、本稿の本文で引いた平成十九年度版『自己点検・評価報告書』の一部を紹介し、「生活規範・習俗・宗教祭祀・祭礼などの集合としての神道を、古来の典籍を通して講究するとともに、関連諸学の応用や外国文化を批判原理として対照しつつ、自分の国柄を闡明することを、建学の精神や神道精神として新たに位置づけたわけでありませう」と述べてゐる。

(14) 赤井益久「シリーズ 産業界に人材供給する大学はいます……(第8回・國學院大學) 神道精神を基軸に開学、今は文系の総合大学として発展―「学生の志向性が多様化する時代。基本軸を持った骨のある人材を育てていく!」(『財界』第六二二卷第一七号、平成二十六年)。



- (15) 『國學院大學百二十年小史』(学校法人國學院大學、平成十五年改訂版) 五一三～五一五頁。
- (16) 註(5)に記した通り、皇典講究所・國學院(國學院大學)に関する記述については、特に文献・史料名を記さない限り、前掲『皇典講究所五十年史』、前掲『國學院大學八十五年史』、前掲『國學院大學百年史』上・下巻などの國學院大學の「校史」に基づくが、次に示す近代国学に関する拙著・拙稿も煩瑣に互るため同様の扱ひとして、以下においてはこれらを参照した記述の場合、一々文献・論文名は挙げない。細かい典拠を知りたい向きは下記を参照されたい。拙著『近代国学の研究』(弘文堂、平成十九年)、同『大阪国学院史―創立百三十五年・通信教育部開設四十年―』(一般財団法人大阪国学院、平成二十九年)、齊藤智朗・藤田大誠『近代人文学の形成と皇典講究所・國學院―國學院の學術資産に見る伝統文化研究発信の現代的意義―』(『文部科学省 私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業 成果論集 モノと心に学ぶ伝統の知恵と実践』國學院大學研究開発推進機構伝統文化リサーチセンター、平成二十四年)、拙稿『皇典講究所・國學院の伝統文化研究・教育に関する覚書』(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年)、同「明治二十年代における皇典講究所・國學院の出版活動―『日本文學』『國文學』『皇典講究所講演』総目録解題―」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第一号、平成二十一年)、同「明治後期の皇典講究所・國學院の研究教育と出版活動」(『國學院大學校史・學術資産研究』第一号、平成二十一年)、同「明治初期における教導職の「敬神愛国」観」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第二号、平成二十二年)、同「近代国学における「神道」と「道德」に関する覚書―皇典講究所・國學院の展開を中心に―」(『國學院大學校史・學術資産研究』第二号、平成二十二年)、同「近代国学と郷土史」(由谷裕哉・時枝務編著『郷土史と近代日本』角川学芸出版、平成二十二年)、同「近代日本の教育勅語観と神道・国学」(『明治聖徳記念学会紀要』復刊第四七号、平成二十二年)、同「近代国学と日本法制史」(『國學院大學紀要』第五〇号、平成二十三年)、同「皇典講究所・國學院大學における日本法制史の特質」(『國學院大學伝統文化リサーチセンター研究紀要』第四号、平成二十三年)、同「近代日本の高等教育機関における「国学」と「神道」」(『國學院大學人間開発学研究』第三号、平成二十三年)、「近代国学と人文諸学の形成」(井田太郎・藤巻和宏編『近代学問の起源と編成』勉誠出版、平成二十六年)、同「近代における国学的教育機関の社会的役割に関する一考察―財団法人大阪國學院の事例から―」(『日本教育史学会紀要』第五巻、平成二十七年)、同「国学的教育機関に関する基礎的考察―近代国学と教育」の視座から」(『國學院大學人間開発学研究』第七号、平成二十八年)、同「近世の考証的学問から近代国学へ」(井上泰至編『近世日本の歴史叙述と対外意識』

她誠出版、平成二十八年）を参照。

- (17) 近代神道史に関する研究領域に関しては、「国家神道」研究や「近代政教関係」研究といふ位置付けで行はれる場合もあり、多くの一般書、或いは学術的体裁が施されても杜撰な内容や根拠無く思想・信条の表白に留まつてゐる場合も多いが（ただし、中には史料に即した、確りとした研究もある）、思想・信条問はず、最も「史実」の面において学界に共有される成果を出し、着実な史料による実証的記述を行つてゐるのは、やはり國學院大學・皇學館大学の所属研究者を中心とする神道史研究の分野であるといへよう。阪本健一編『明治以降 神社関係法令史料』（神社本庁明治維新百年記念事業委員会、昭和四十三年）、藤井貞文『明治国学発生の研究』（吉川弘文館、昭和五十二年）、同『江戸国学転生史の研究』（吉川弘文館、昭和六十二年）、阪本健一『明治神道史の研究』（国書刊行会、昭和五十八年）、同『明治神道史の横顔―思想・制度・人物でたどる近代の神道―』（神社新報社、平成二十八年）、神社新報政教研究室（代表・西田廣義）編著『増補改訂 近代神社神道史』（神社新報社、昭和六十一年）、葦津珍彦著・阪本是丸註『新版 国家神道とは何だったのか』（神社新報社、平成十八年）、井上順孝・阪本是丸編著『日本型政教関係の誕生』（第一書房、昭和六十二年）、大原康男・百地章・阪本是丸『国家と宗教の間―政教分離の思想と現実―』（日本教文社、平成元年）、櫻井治男『蘇るムラの神々』（大明堂、平成四年）、同『地域神社の宗教学』（弘文堂、平成二十二年）、阪本是丸『明治維新と国学者』（大明堂、平成五年）、同『国家神道形成過程の研究』（岩波書店、平成六年）、同『近代の神社神道』（弘文堂、平成十七年）、同『近世・近代神道論考』（弘文堂、平成十九年）、武田秀章『維新期天皇祭祀の研究』（大明堂、平成八年）、新田均『近代政教関係の基礎的研究』（大明堂、平成九年）、同『現人神』『国家神道』という幻想―絶対神―を呼び出したのは誰か―』（神社新報社、平成二十六年）、菅浩二『日本統治下の海外神社―朝鮮神宮・台湾神社と祭神―』（弘文堂、平成十六年）、齊藤智明『井上毅と宗教―明治国家形成と世俗主義―』（弘文堂、平成十八年）、阪本是丸編『国家神道再考―祭政一致国家の形成と展開―』（弘文堂、平成十八年）、藤本頼生『神道と社会事業の近代史』（弘文堂、平成二十一年）、戸浪裕之『明治初期の教化と神道』（弘文堂、平成二十五年）、藤田大誠・青井哲人・畔上直樹・今泉宜子編『明治神宮以前・以後―近代神社をめぐる環境形成の構造転換―』（鹿島出版会、平成二十七年）、國學院大學研究開発推進センター編（阪本是丸責任編集）『昭和前期の神道と社会』（弘文堂、平成二十八年）、秋元行人『国家神道の官衙の誕生―神官・教導職分離から神社局独立へ―』（石川書房、平成二十八年）、河村忠伸『近現代神道の法制的研究』（弘文堂、平成二十九年）などを参照。

- (18) 註(17)で示した近代神道史を中心とする諸業績の他、羽賀祥二『明治維新と宗教』(筑摩書房、平成六年)、小川原正道『天教院の研究―明治初期宗教行政の展開と挫折―』(慶應義塾大学出版会、平成十六年)、谷川穰『明治前期の教育・教化・仏教』(思文閣出版、平成二十年)なども参照。
- (19) 遠藤潤『神道』から見た近世と近代』(岩波講座宗教3 宗教史の可能性)岩波書店、平成十六年)を参照。
- (20) 山口輝臣『明治国家と宗教』(東京大学出版会、平成十一年)、星野靖二『近代日本の宗教概念―宗教者の言葉と近代―』(有志舎、平成二十四年)などを参照。
- (21) 藤井貞文『出雲大社教成立の過程―神官・教導職分離を中心として―』(神道学会編『出雲学論攷』出雲大社、昭和五十二年)を参照。
- (22) 三矢重松『松野勇雄先生』(皇典講究所内松野大人三十年祭典会、大正十一年)四七、四八頁。
- (23) 国立公文書館所蔵『公文録』第二十三卷「皇典講究所設立ノ為メ金円下付ノ件」。
- (24) 「皇典講究所生徒徵募概則案」(國學院大學八十五年史料篇)國學院大學、昭和五十四年、三七、三八頁。
- (25) 皇典講究所編『皇典講究所第一年報』(柳瀬喜兵衛、明治十七年)二、三丁。
- (26) 前掲皇典講究所編『皇典講究所第一年報』二丁。
- (27) 阪本健一『明治神道史』(神道講座)別巻・神道史、四海書房、昭和十八年、新装版・原書房、昭和五十六年)二九二―二九四頁。
- (28) 「一品宮御隠邸雜記」(轍仁親王日記 附録)高松宮藏版、昭和十一年)二五六頁。
- (29) 山田統『告諭と宋学』(國學院雜誌)第七五卷第二号、昭和四十九年。
- (30) 「告諭」の表現と『論語』との関係は、中国古典文学専攻の赤井益久國學院大學学長も教育開発推進機構長時代に指摘してゐる。前掲赤井益久「主体性を保持した寛容性と謙虚さ」―國學院大學建学の精神の過去・現在・未来―を参照。
- (31) 瀧川政次郎『建学の精神と律令研究』(國學院法學)第四〇巻第四号、平成十五年)。國學院大學法学部名誉教授の故・瀧川政次郎博士の遺稿。
- (32) 前掲拙著『近代国学の研究』四八四、四八五頁を参照。
- (33) 前掲『皇典講究所五十年史』一三八―一四〇頁。

- (34) 宮地直一「神道」(大倉精神文化研究所内大倉邦彦先生献呈論文集編纂委員会編『国史論纂』躬行会、昭和十七年)。
- (35) 三矢重松「国史と中等教育(国史科を独立せしむべし)」(『國學』第三号、明治二十八年)。
- (36) 三矢重松「神道の眼目」(『國學院雜誌』第五卷第三号、明治三十一年)。
- (37) 阪本是丸「國學院の学問を貫徹するもの」(『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二号、平成二十年)。
- (38) 前掲『國學院大學百年史』上巻、五一五～五二一頁。これ以下の記述も同様。
- (39) 前掲『國學院大學八十五年史料篇』四二二～四三一頁。
- (40) 但し、皇典講究所・國學院大學における「神道」のセクションは、「学部」だけでは語れない面もある。皇典講究所は、神官試験(後の学階試験)、即ち「神職任用資格」の検定試験実施に授与といふ事業をその大きな柱に据えて出発したが(厳密に言へば、その出発点から「教育」を伴ふ「神職養成」を行つてゐた訳ではない)、加へて明治三十三年から「神職講習会」を開設して新たに「神職養成」の機能を持つこととなつた。そして同四十三年の「神職養成部」設置により初めて、内務省から委託された「神職養成」事業を行ふ常設的神職養成機関の形式が整ひ、もう一つの大きな柱が建てられた。つまりこの年、内務大臣より皇典講究所に神職養成事業が委託されたことに伴ひ、原則として「中学第三学年修了以上ノ者」を入学資格とする「神職養成部」(同三十三年から同四十二年まで開設された「神職講習会」を發展的に解消)が設けられ、そのうち神職教習科で判任待遇の神職を養成した。昭和二年には、それまでの皇典講究所(本所)の神職養成部教習科を發展・充実させるため、改めて高等神職の養成を期し、専門学校令に拠る國學院大學附属「神職部」の設置が昭和二年二月十四日附で内務大臣の認可を受けた。「國學院大學附属神職部」は同年四月から発足し、これにより従来の「皇典講究所神道養成部」は閉鎖された。この新たな神職養成機関は、本科と別科を置く修業年限三年の旧制専門学校レベル(中等教員養成機関であつた國學院大學附属高等師範部と同様)の高等神職養成機関であつた(二年以上の修了者には判任神職の資格を与へ、三年を修了した者には学階「学正」を授与)。なほ、同三年より内務大臣の委託を受け、改めて皇典講究所に二年制の「神職養成部」を開設し、尋常神職の養成を行ふこととした。即ち昭和四年までには、國學院大學附属「神道部」(「神職部」から改称)と皇典講究所「神職養成部」といふ二種(高等・尋常)の養成体制が確立したのである。
- (41) 前掲『國學院大學八十五年史』四四六頁。
- (42) 松野勇雄「日本道義学(大綱)」(『國學院雜誌』第四九卷第六号、昭和十八年)を参照。

- (43) 道義学科については、高野裕基「皇典講究所 國學院大學の「神道」研究と道義学科」(『國學院大學研究開発推進機構紀要』第九号、平成二十九年)を参照。
- (44) 前掲『國學院大學百年史』上巻、六三七〜六四四頁。
- (45) 前掲『皇典講究所概要』口絵。当初、細かな漢字表記などはテキストによつて若干異なる。最後の二句は「祖先のふみし道ここにあり 子孫のふみし道ここにあり」であつたが、後に芳賀学長自らの手で改められたといふ。前掲『國學院大學八十五年史』上巻、五〇七頁。
- (46) 「建学の精神」に関する論考は、財団法人日本教育科学研究所編『近代日本の私学―その建設の人と思想』(有信堂、昭和四十七年)、片山清一「私学行政と建学精神」(高陵社、昭和五十九年)をはじめ、各私大関係のものを含めると枚挙に暇が無い。「建学の精神」に関する近年の動向については、さしあたり中山郁「宗教学系大学と「建学の精神」覚書」(『國學院大學教育開発推進機構紀要』第一号、平成二十二年)、同「戦後日本の大学と「建学の精神」」(『國學院大學教育開発推進機構紀要』第二号、平成二十三年)などを参照。
- (47) 大村八郎『帝都大学評判記』(三友堂、昭和九年)二三、一三五頁には、「建学の精神」といふ言葉が出て来る。同書では、早稲田大学・慶應義塾大学・明治大学・日本大学・立教大学・法政大学が取り上げられてゐる。また、早稲田大学『学徒錬成』(早稲田大学出版部、昭和十八年)二五〇〜二五六頁には、戦時下における学徒錬成生活の一環である杉山謙治講述「建学精神」の中で早稲田大学の「建学の精神」が説明されてゐる。
- (48) 天野郁夫「基調講演 私立大学の個性と『建学の精神』―過去から未来へ―」(『國學院大學教育開発推進機構紀要』第三号、平成二十四年)。
- (49) 三上参次「発刊に際して」(『國史學』第一号、昭和四年)。
- (50) 河野省三「國大創立滿四十年」(『國學院大學新聞』第三三三号、昭和五年七月二日)。
- (51) 白井「本所五十周年を迎へて」(『國學院大學新聞』第四七号(第一号(記念号))、昭和七年十一月四日)。執筆者は白井(大岩)徳二(昭和九年、国文学科第四十二期卒業)か。
- (52) 河野省三「建学の精神輝く」(『國學院大學新聞』第四七号(第一号(記念号))。なほ、河野は戦後にも建学の精神を学生に説いてゐる。「建学精神」の発揚を 河野博士国大学生に説く」(『神社新報』第七四〇号、昭和三十六年十一月二十五日)

を参照。

- (53) 植木直一郎「建学の精神を確認せよ」(『國學院大學新聞』第四七号(第一号(記念号))。)
- (54) 前掲『國學院大學八十五年史』五八三―五八五頁。
- (55) 「皇典講究所創立六十周年記念」(『國學院大學新聞』第一三五号、昭和十七年十月二十日)には、「理想は常に建学の精神に在らねばならぬ」と記されてゐる。但し、「本所六十周年を迎ふ」(『國學院大學新聞』第一三六号、昭和十七年十一月二十日)には、創立の経緯や「告文」の全文引用はあるが、「建学の精神」の語は登場してゐない。
- (56) 前掲『皇典講究所五十年史』七、三六、四三四頁。
- (57) 阪本健一「皇典講究所五十年の回顧」(『皇国時報』第七四二号、昭和七年一月一日)。
- (58) 阪本健一「皇典講究所の創立と当時の思想界(上)(中)(下)」(『美以都』第三年第二、四、五号、昭和十一年)。
- (59) それは、皇典講究所・國學院大學の出版物にも表れてゐる。昭和十年「天皇機関説問題」後の「国体明徴運動」の中にあつても、皇典講究所講話集第六―九輯として昭和十―十四年に出されたのは「国体の講明」1―4であつた。また、昭和八―十四年には「國學院大學道義学会」の機関誌『道義論叢』第一―六輯も発行されてゐる。
- (60) 前掲『皇典講究所五十年史』七頁、前掲『皇典講究所概要』七頁。但し当時、「告論」の中の「学問の道は本を立つるより大なるは莫し」の部分強調する見方もあつた。國學院大學教授の植木直一郎は、昭和十年夏に國學院大學で開催された日本精神講座の講演記録である『国史と日本精神』(青年教育普及会、昭和十一年)一九九―二〇一頁において、「事の本来を分別して、其の本を正しくすると云ふ事が、何よりも先づ第一に必要なのである」とした上で、皇典講究所創立時の「告論」を引き、「洵に其の通りに、我々は、我等日本人は如何なるものであるか、と云ふ事を先づ認識して、学問をしなければ、本当の日本人の学問にはならない。我が国と云ふものを知らず、我等日本人といふものを知らずして、他国の国家、他国の国民生活の原理だけに本づきたる学問をしたのでは、本当の日本人としての学問にはならない。凡そ学問と云ふものは、我々が人間としてのみならず、一国民として、真実に其の国家をたて、行く上に必要なものであらねばならぬ。(…中略…)而して我等は単なる人間ではなく、この大日本帝国の国民である。であるから、学問の要は先づ其の本を立て、大日本帝国の国民たるの基礎の上に之を立てなければならぬ。斯う云ふ意味に於て、どうしても国体観念を明徴にし、国史の特殊性を愈々明瞭に把握して置く事が大切なのである」と述べてゐる。我が国日本と日本人としての「本」を立てる必要性を強く説

いたもので、具体的な目的としては「国体」の明徴（講明）の部分を中心に押し出した解釈となつてゐる。

- (61) 前掲『皇典講究所五十年史』二八〇、二八四、三〇四、三一六、三四二頁。
- (62) 『國學院大學一覽 昭和四年』（國學院大學、昭和四年）六頁。
- (63) 前掲『國學院大學百年史』上巻、三一八、四八七、五六一、六五五頁。
- (64) 前掲『國學院大學八十五年史』六四〇頁、『我が國學院大學』（國學院大學、昭和十五年）一―三、四六頁。
- (65) 前掲宮地直一「神道」。なほ、筆者は「國家神道」概念の近現代史（史学会第百十五回大会・日本史部会・近現代史部会シンポジウム「戦後史のなかの「國家神道」」、平成二十九年十一月十二日、於 東京大学本郷キャンパス）にて、理想化された言説であつた近代における「神道」概念の変遷を少しばかり跡付ける作業を行つてゐる。
- (66) 例へば、高山樗牛『時代管見』（博文館、明治三十二年）や大町桂月『大絃小絃』（博文館、明治三十三年）、和辻哲郎『日本精神史研究』（岩波書店、大正十五年）などを参照。また、「精神」の歴史に関する独特な考察を行つてゐるものとして、田中希生『精神の歴史―近代日本における二つの言語論―』（有志舎、平成二十一年）がある。
- (67) 『思想調査資料特輯 日本精神論の調査』（文部省思想局、昭和十年）一頁。平重道「大正・昭和の倫理思想―「日本精神論」の成立―」（日本思想史研究会編『日本における倫理思想の展開』吉川弘文館、昭和四十年）、佐々木聖使「昭和初期日本精神論の特色」（『日本大学今泉研究所紀要』第一集、昭和五十八年）、高野裕基「日本精神論と国民道徳論―河野省三・村岡典嗣の学説を中心として―」（『明治聖徳記念学会紀要』復刊第五十一号、平成二十六年）なども参照。
- (68) 中野八十八『国本教育の新建設』（学究社書店、昭和三年）二七四頁。また、『興亜教育の理想と實際』（三友社、昭和十四年）や同『和魂』（清水書房、昭和十七年）においても「神道精神」を主語として盛んに使用してゐる。
- (69) 日本文化研究会編『日本精神研究第二輯 神道精神』（東洋書院、昭和九年）。
- (70) 清原貞雄「儒仏二教の日本化に於ける神道精神の顕現」（前掲日本文化研究会編『日本精神研究 第二輯 神道精神』）。
- (71) 清原貞雄「神道史」（厚生閣、昭和七年）「序」二頁。なほ、清原貞雄については、拙稿「『国体論史』と清原貞雄に関する基礎的考察」（『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第二二号、平成三十年）を参照。
- (72) 小野祖教「神道の本質とその将来」（前掲日本文化研究会編『日本精神研究 第二輯 神道精神』）。
- (73) 河野省三「日本人の生活」（国学院大学内宗教研習室、昭和二十七年）、同『続・日本人の生活』（国学院大学内宗教研習室、

- (74) 昭和二十八年)、騎西町史編さん室編『河野省三日誌 吾が身のすがた』(騎西庁教育委員会、昭和六十年)を参照。
- (75) 河野省三『神道と国民生活』(中文館書店、昭和九年)第十一「嗜みの生活」一三四～一五一頁。
- (76) 河野省三『神道の研究』(森江書店、昭和五年)「巻頭に」二、三頁。
- (77) 河野省三『國學叢書 第三輯 神道講演2 日本民族の生活原理』(皇典講究所、昭和六年)三三～三四頁。
- (78) 河野省三『神道学序説』(金星堂、昭和九年)二〇、二三頁。
- (79) 河野省三『国学の研究』(大岡山書店、昭和七年)三〇一頁。
- (80) 前掲河野省三『神道学序説』四三、四四、五五頁。
- (81) 河野省三『神道読本』(森北書店、昭和十年)八二頁。
- (82) 加藤玄智『神道精神の本質』(『日本精神』理想社、昭和十五年)、岩下傳四郎『大陸神社大観』(大陸神社聯盟、昭和十六年)「神道精神とは何か」一六、一七頁、小倉鏗爾『神道叢話(第一刊)』(錦正社、昭和十六年)「神道精神の高揚」三～一三頁、白田甚五郎『神道と文学』(白帝社、昭和十六年)「神道精神と文藝精神」四二～六二頁、深作安文『興国の倫理』(目黒書院、昭和十七年)「萬民輔翼と神道精神」二七一～二七七頁、目黒栄『白虎魂の鍊成鶴城の教育実践』(三成社、昭和十八年)「神道精神の顕現」五一～五三など。
- (83) 占領期の神社については、『神社本廳十年史』(神社本廳、昭和三十一年)、岡田米夫編『神祇院終戦始末―神社の国家管理分離資料―』(神社本庁、昭和三十九年)、前掲『増補改訂 近代神社神道史』、神社本庁調査部編『神社本庁の四十年―若木庁舎によせて―』(神社本庁、昭和六十二年)、澁川謙一『増補 神社本庁史稿』(神社本庁研修所、平成元年)、大原康男『神道指令の研究』(原書房、平成五年)、神社新報企画・葦津事務所編『神社新報五十年史(上)』(神社新報社、平成八年)、神社新報社編『検証神社本庁六十年 先人の足跡―『神社新報』の紙面から―』(神社新報社、平成二十年)、『戦後神道界の群像』(神社新報社、平成二十八年)を参照。
- (84) 前掲『國學院大學八十五年史』七四一、七四二頁。
- (85) 前掲『國學院大學八十五年史』七五四、七五五頁。
- (86) 前掲『國學院大學百年史』下巻、一〇三七頁。



- (87) 前掲『國學院大學八十五年史料篇』六二〇頁。
- (88) 前掲『國學院大學百年史』下巻、一〇七六頁。
- (89) 國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センター所蔵「國學院大學学則案」。
- (90) 石川岩吉「建学の精神について」(『神社新報』第五一四号、昭和三十二年二月二十三日)。なほ、昭和三十年代初めの國學院大學建学精神問題については、「国大の教育方針に改革の声」(『神社新報』第五一二号、昭和三十二年二月九日)をはじめ、当時の記事や投稿などから窺ふことが出来る。また、神社界においても、「大東亜戦後、皇典講究所の解散によって独立法人となった国大の現行学則が「神道精神に基づく人格の陶冶」と掲げてゐるのも、結局はその告諭が皇典講究所を「国体講明・徳性涵養」の学府として立てることを明示された主旨を継いでゐるものにはかならない」(論説「建学精神の發揮を 国大百年への期待」『神社新報』第一七三二号、昭和五十七年十一月十五日)などと記されてゐるやうに、「告諭」を基底とする建学の精神が「神道精神」であるといふことは良く知られてゐる。
- (91) 前掲『國學院大學八十五年史』七九〇頁。
- 【附記】本研究は、國學院大學研究開発推進機構校史・学術資産研究センターの高野裕基助教・大東敬明准教授との会話から気付いた点もあり、御協力いただいたことも多い。御両人に感謝を申し上げたい。また、本稿は平成二十九年日本学術振興会科学研究費助成事業(基盤研究(C))「国家神道と国体論に関する学際的研究」宗教とナショナリズムをめぐる「知」の再検討」(研究課題番号・二五K〇二〇六〇、研究代表者・藤田大誠)による研究成果の一部でもある。